

京都の文化財

第一集

京都府教育委員会

序 文

昭和五七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定の重要文化財だけでなく、府内各地に密着した文化財に対する新たな関心が育まれてきました。また、このことが契機となって市町村の文化財保護条例も、平成五年四月現在で四一市町村で制定されるなど、文化財保護の思想が府民の間に定着しつつあることは、たいへん喜ばしいことです。

京都府では、条例に基づく第一一回目の指定、登録、決定等を行い、平成五年四月九日付けで公示しました。今回の指定、登録、決定等は合わせて一九件で、これまでの合計は四七八件となりました。この内、一四件が国の重要文化財等に指定されたこと、二件が登録から指定に変更されたこと、そして登録一件の取消しにより、現在の指定、登録、決定等の実数は四六一件となっています。

この第一一集は、今回指定、登録、決定等を行った文化財を網羅したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関各位に多大の御協力をいただいたことに対し感謝申し上げますとともに、本集が今までの一〇集と併せて活用され、府内の数多くの文化財の保護に役立てば幸いです。

平成五年八月

京都府教育委員会

教育長 安原道夫

凡 例

- 一、本図録は、第一一回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区を収める。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめ種別ごととし、各種別内においては、指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
名称 員数 (指定・登録等の別)
所在の場所
所有者
法量(単位はセンチメートル)・構造形式等
時代
解説
- 四、原稿は、文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、執筆者は、各文末に記すとおりである。
- 五、収録した写真・図面は、原則として文化財保護課職員の撮影・作図によるものである。

目次

序文

有形文化財

建造物

東福寺五社成就宮、経蔵、大鐘樓、殿鐘樓、臥雲橋、南大門、中大門、北大門、日下門、勅使門	京都市	2
東福寺常楽庵開山堂・相の間・昭堂、楼門、客殿(普門院)、庫裏	京都市	5
退耕庵客殿	京都市	9
萬寿寺客殿	京都市	11
帝釋天堂	八木町	12
八幡宮本殿、産子集会所	瑞穂町	14
観音堂	和知町	16
日吉神社本殿	網野町	18

美術工芸品

絵画

絹本着色八幡垂迹曼荼羅図

彫刻

木造地藏菩薩坐像

古文書

国分寺略縁起

金剛院文書

本願寺文書

考古資料

家形石棺

京都市(龍安寺)	20
京都市(撰取院)	21
宮津市(国分寺)	23
舞鶴市(金剛院)	24
久美浜町(本願寺)	26
田辺町	28

凡例

無形民俗文化財

民俗芸能

蒲江の振物・踊り太鼓

大島の神楽・太刀振・踊

舞鶴市	30
宮津市	32

史跡名勝天然記念物

史跡

鳴谷東古墳

天然記念物

アベサンシヨウウオ基準産地

加悦町	34
大宮町	35

文化財環境保全地区

八幡宮文化財環境保全地区

瑞穂町	36
-----	----

その他

指定有形文化財の追加指定

登録有形文化財の追加登録

京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区

並びに選定保存技術件数一覧

38
38
39

建造物

東福寺

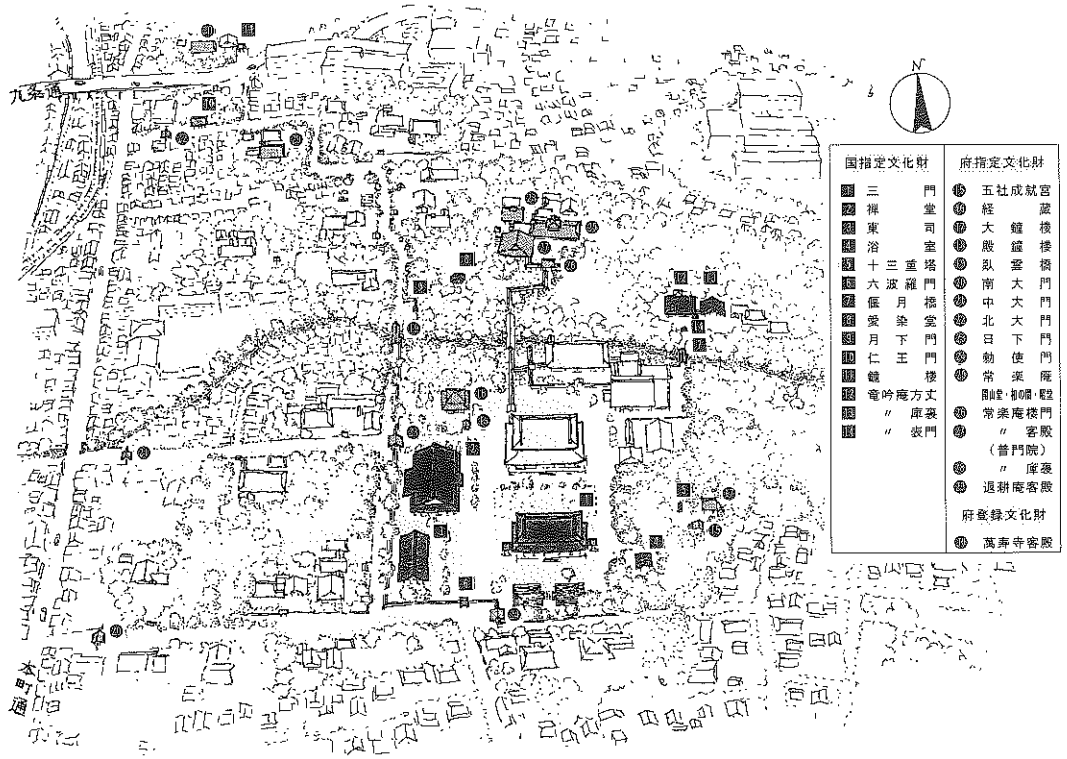
東福寺は、臨済宗東福寺派の大本山で、釈迦如来を本尊とする。嘉禎二年（一二三六）に九条道家の発願によって、九条家の菩提寺として建立に取り掛かり、延応元年（一二三九）に仏殿が上棟され、寛元元年（一二四三）に円爾弁円が開山に迎えられた。当初は、白、密、禪を兼宗し、その寺名の「東福」は、規模を東大寺に、教行を興福寺にならうという意味でつけられたという。

その後、漸次伽藍が整備されたが、一四世紀はじめにほとんどの堂舎を焼失した。貞和三年（一三四七）以降、幕府の援助を得て復興し江戸時代には「伽藍づら」と呼ばれるほどの堂舎群を擁した。仏殿や法堂、庫裏、方丈は明治一四年（一八八一）に焼失したが、今もなお三門（国宝）や禅堂、浴室、東司（以上重要文化財）ほか多くの中・近世の建築を残している。

東山の麓の広大な寺地に、三門、本堂（法堂）、方丈が南北軸線上に並び、その東側に浴室、五社成就宮、十三重塔、大鐘楼、庫裏が、西側に東司、禅堂、殿鐘楼、経蔵がたつ。これら主要伽藍を土塀が囲み六波羅門、勅使門、日下門、月下門が設けられている。さらにその外側に、本町通りに面して南から南大門、中大門、北大門が置かれ、大門の内側には塔頭が配されている。

塔頭は江戸時代には五十院を数えたが、明治初年にその多くが廃絶した。しかし、洗玉瀾を挟んだ本坊北側にある開山塔院常楽庵をはじめ、国室方丈が伝わる竜吟庵やもとは五山の一に列した萬寿寺など二十余の塔頭が残っている。

（熊本達哉）



配置図

東福寺

九棟一基 (指定)

京都市東山区本町十五丁目

東福寺

五社成就宮 一間社流造、檜皮葺

附 棟札 五枚

経蔵 桁行三間、梁行三間、二重、宝形造、棧瓦葺、八角輪藏付、背面突出部附属、こけら葺

大鐘楼 桁行一間、梁行一間、一重、切妻造、本瓦葺

附 棟札 一枚

殿鐘楼 桁行一間、梁行一間、一重、切妻造、本瓦葺

臥雲橋 木造廊橋、橋脚四基

廊 桁行十間、梁行一間、一重、切妻造、棧瓦葺

附 棟札 一枚

南大門 四脚門、切妻造、本瓦葺

中大門 四脚門、切妻造、本瓦葺

北大門 四脚門、切妻造、本瓦葺

日下門 四脚門、切妻造、本瓦葺

勅使門 四脚門、切妻造、本瓦葺

五社成就宮 室町後期、経蔵 寛政五年(一七九三)、大鐘

楼 寛文二年(一六七二)、殿鐘楼 室町後期、臥雲橋

弘化四年(一八四七)、南大門、中大門、北大門 桃山時代、

日下門 江戸初期、勅使門 天正一八年(一五九〇) 明

治一八年(一八八五) 移建

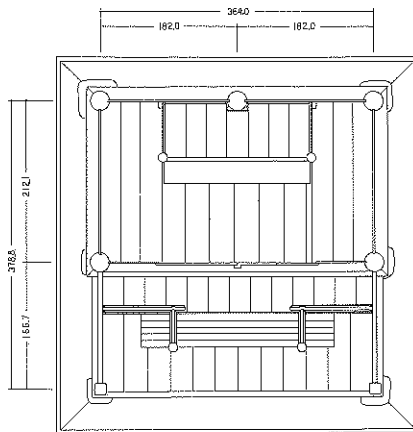
五社成就宮は、三門の東側、石段を昇った小高いところにあり、八幡・春日・賀茂・山王・稲荷を祀る。もとは法性寺の鎮守であったが、東福寺の開創にとまらぬ、寛元元年(一一四一)に東福寺鎮守として新たに社殿が造営された。文明十一年(一一四七)に社殿を焼失しており、その後再建されたものが現社殿であると考えられる。

正面の柱間が広い一間社流造で、檜皮葺としている。本殿内は一室で、側・背面に板壁、正面に板戸をたてる。正面のみに勾欄付の縁をはり、木階下には浜縁をつくる。向拝を三斗組とするのに対し、身舎

は舟肘木と簡素である。軒は二軒繁垂木で、妻は猪ノ子又首としている。所々に室町後期の意匠や様式を伝えており、しかも当初に廻る材も比較的多く残しており、中世神社本殿として貴重な存在である。

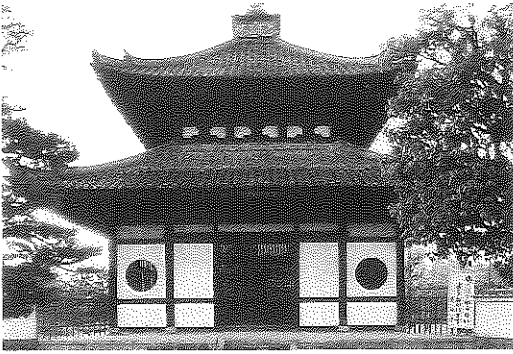


五社成就宮

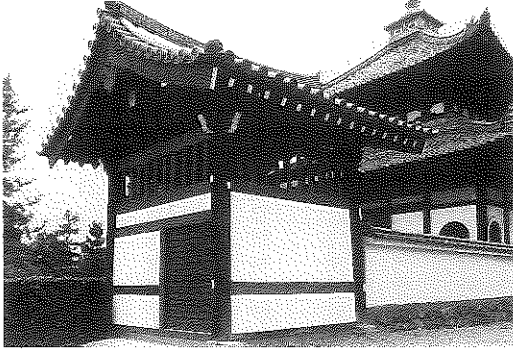


五社成就宮平面図

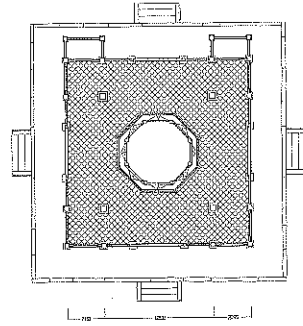
経蔵は本堂の西北に東面してたつ。剛中柔禅師が宋に求めた大蔵経を収蔵するため、永和三年（一二七七）に創建された。現在の経蔵は、寛政四年（一七九二）秋に着工して、翌年完成したものである。一重もこし付の外観をみせる大型の経蔵で、内部には中央に八角輪蔵、背面兩脇に祀堂仏壇が設けられている。円窓や太鼓型の礎盤などに黄檗風意匠の影響がみられるもの、その他は伝統的な手法を用いたもので、江戸後期の代表的な経蔵といえる。



経蔵



殿鐘楼



経蔵平面図

大鐘楼は、五社成就宮の東北に近接してある。瓦銘や棟札より寛文一二年（一六七二）に建立されたことがわかる。大型の方一間鐘楼で、周囲を吹放しとし、切妻造屋根をのせている。貫の木鼻が大仏様となつている点や軸部の架構法などに東大寺鐘楼の影響が色濃くみられる。知恩院や方広寺などに、近世に建立された吹放しの大型鐘楼が確認されているが、それはいずれも大仏様を採り入れた、京都では珍しい意匠となつている。その中で、当鐘楼は最も早い時期に建立された遺構として注目される。

殿鐘楼は、経蔵の南にたつ。方一間、切妻造の鐘楼で、入口を除き飛貫より下を漆喰壁とする閉鎖的な鐘楼である。このような形式の鐘楼は、建仁寺など禅宗寺院に少数の類例遺構が確認されるだけであり、特殊な形式と考えられる。建立年代は史料的に不明であるが、細部様式などから室町末から近世初頭と推測される。



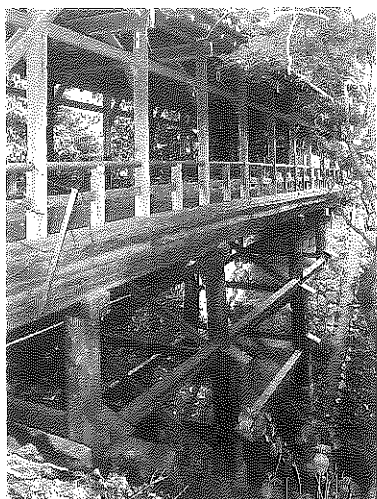
大鐘楼

洗玉瀨に、現在、偃月橋(重要文化財)と通天橋、臥雲橋の三橋が架かっている。臥雲橋は其中最も西に架かる橋で、弘化四年(一八四七)に再建された。伝統的な形態を伝えており、数少ない木造橋として貴重な遺構である。

東福寺には、切妻造・本瓦葺とする大型の四脚門が五棟現存している。そのなかで、南大門と中大門、北大門は、本柱が冠木上部にまで延びて妻の板葺股を挟み込む、棟門風の形式になる門である。細部意匠などから桃山期に造営されたと考えられるが、中備や肘木の形が微妙に異なっていることは興味深い。

日下門は、純粹な四脚門形式になる。二軒繁垂木で、木鼻や組物、中備などが目新しいデザインとなっている。柱等に現状に合わない痕跡があり、江戸初期に大改造を受けて、現在の形になったと考えられる。

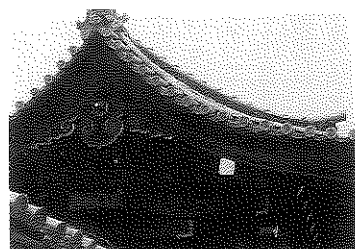
勅使門は、天正一八年(一五九〇)に造営された、塔頭南明院の御成門で、明治一八年に現在地へ移築された。大門に比べてやや小さいものの、構造・様式とも酷似している。(熊本達哉)



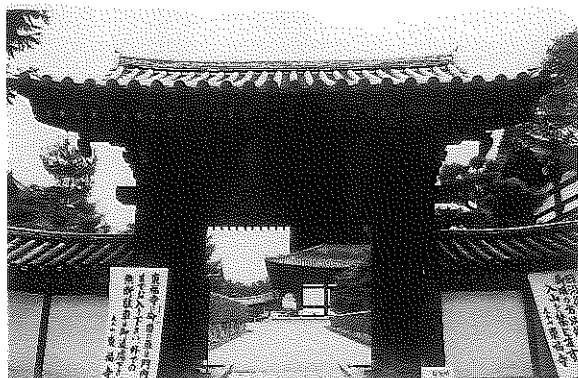
臥雲橋



南大門



北大門
細部



日下門



中大門



勅使門

東福寺常樂庵

四棟 (指定)

京都市東山区本町十五丁目

東福寺

開山堂・相の間・昭堂

開山堂 桁行正面一間、背面二間、梁行三間、一重、宝形造、棧瓦葺

相の間 桁行五間、梁行三間、一重、西下造、背面突出部附属、棧瓦葺

昭堂 桁行八間、梁行東面三間、西面二間、一重一部二重、入母屋造、上部伝衣閣、桁行三間、梁行二間、宝形造、東面突出部、桁行二間、梁行二間、一重、切妻造、棧瓦葺、背面突出部附属、板葺

楼門 三間一戸楼門、入母屋造、棧瓦葺

附 廊下 二棟

客殿 (普門院) 桁行二〇・〇m、梁行一八・六m、一重、入母屋造、北面庇付、棧瓦葺

庫裏 桁行一三・七m、梁行一・八m、一重、切妻造、棧瓦葺

附 集會の間 一棟

書院 一棟

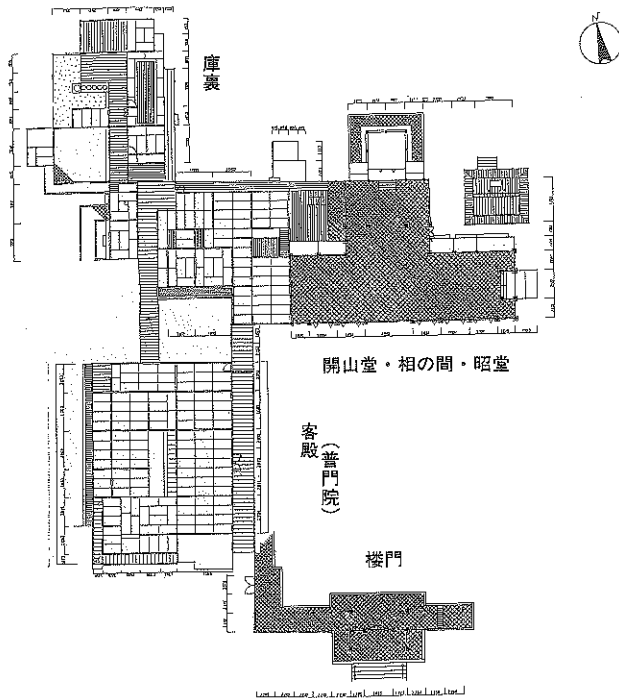
廊下 一棟

鐘樓 一棟

裏門 一棟

開山堂・相の間・昭堂 文政六年(一八三三)、楼門 文政六年(一八三三)、客殿(普門院) 文政九年(一八二六)、庫裏 文政六年(一八三三)

常樂庵は、東福寺開山の円爾弁円を祀る開山塔院で、洗玉淵の北方にあり、本山方丈より廊及び通天橋によって続いている。文永五年(一二三八)に一条実経によって創立され、弘安二年(一二七九)より円爾が住し、寂後にその廟塔となった。現在の建物は、文政二年(一八一九)に院内を全焼したのち、



平面図

翌三年から九年にかけて再建されたものである。また、客殿にその名をとどめる普門院は覚縁が建立した観音堂に始まる
 といい、これが九条道家によって円爾に住庵として与えられ、
 東福寺別院となった。十刹にも列した有力な禅寺であったが、
 しだいに衰微し廃寺となっていたが、その由緒を惜しんで、
 常楽庵の文政再建に際して、客殿にその名がつけられた。
 楼門を入った正面に開山堂昭堂がたち、西方に客殿が配さ
 れる。客殿の北方に庫裏が並び、庫裏と開山堂昭堂の間に書
 院などがある。

いわゆる開山堂は、円爾の塔所である開山堂と、その前方
 の昭堂、開山堂と昭堂の取り合い部分の相の間及び昭堂の棟
 上にたつ楼閣「伝衣閣」からなる複合建築である。

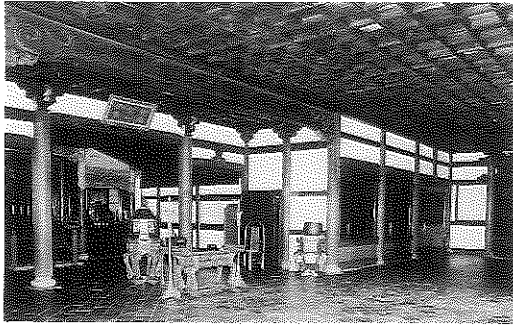
正面の昭堂は、桁行八間の横長で、南面してたつ。左右非
 対称で、背面の中央西寄りに相の間が取り付き、その西脇二
 間及び東脇三間に九条家ほかの位牌壇が付設される。また、
 東側面には道家像を安置する祀堂が設けられ、西側面は集会
 の間に続いている。堂内全面が格天井で、床は四半瓦敷とな
 っている。

相の間は、昭堂と間仕切りなしで続く一体の空間であり、
 床を四半敷とし、中央一間に格天井、両脇間に化粧屋根裏天
 井を張っている。相の間背面中央には開山堂扉口が開き、両
 脇には仏壇が付けられている。

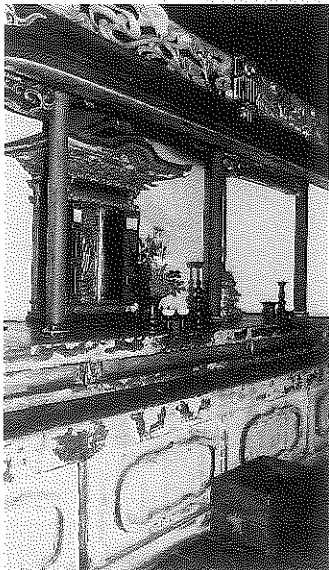
開山堂は方二間の規模で、相の間境に双折両開棧唐戸をた
 てる。内部は高く板床を張り、中央に開山頂像を安置してい
 る。

棟上の伝衣閣は、やや横長の宝形造の建物で、周囲に縁を
 巡らせている。堂内は前寄り一間通を板間とし、奥一間に仏
 壇を設け、釈迦像ほかを安置している。天井も前後に分かれ、
 前は格天井、仏壇上は鏡天井としている。

現在の建物は文政焼失前に比べ、薬師閣などの二つの楼閣
 が省略され、開山堂をはじめ各建物も縮小、簡略化されてい
 る。しかし、伝衣閣のような、中世禅寺に盛行した楼閣を残



開山堂内部



伝衣閣内部



開山堂・相の間・昭堂

しており、中世の遺薫を伝える大規模な開山堂建築として極めて重要な遺構と評価される。

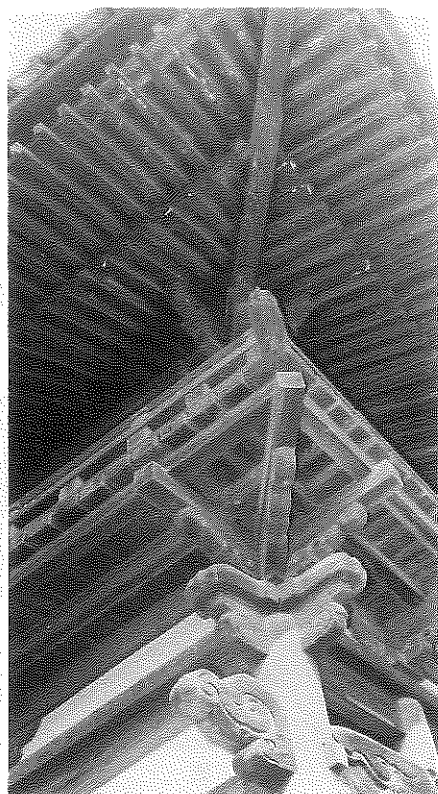
楼門は、文政六年に再建された三間一戸の楼門形式になる。下層の正・背面の中柱各二本を省略した点で特殊であるものの、それ以外は正統的な手法で手堅くまとめられている。

客殿は、東面してたつ中規模の方丈建築で、「普門院」とも称されている。六間取り系の方丈平面で、正面に吹き放しの広縁、北側面に覺縁、南側面に狭屋の間を設けている。前列三室は通し天井とし、後列南室には床の間、違棚、付書院がある。仏間には後寄りに間口一杯の仏壇を設置し、仏間背面は二室に分かれている。文政九年の再建であるが、内部には近世初頭に遡る障壁画（重要文化財）の描かれた襖などがたてられている。近世後期を代表する客殿といえよう。

庫裏は、客殿の北にある東西棟の切妻造、平入の建築である。内部は、西半分が土間、東半分が床土部分で、棟下通りでさらに前後に区分される。土間は南側が表庭、北側が台所庭となる。床土部分は、土間に面して一間幅の板敷が通り、それに沿って、南から板間と六畳間、食堂が並ぶ。改造が少なく、当初の形式に容易に復原できる。開山塔院の庫裏は遺構が少なく、近世後期のものであっても保存状態のよい当庫裏は貴重である。

以上のほか、書院や裏門、鐘楼などの同時期の建物が残っており、京都禅宗寺院における開山塔院として、最も整備された構成を保っている。近世の再建であるものの、中世以来の開山塔院の形式を伝えており、伽藍全体として保存が図られるべき重要な建造物群である。

（熊本達哉）



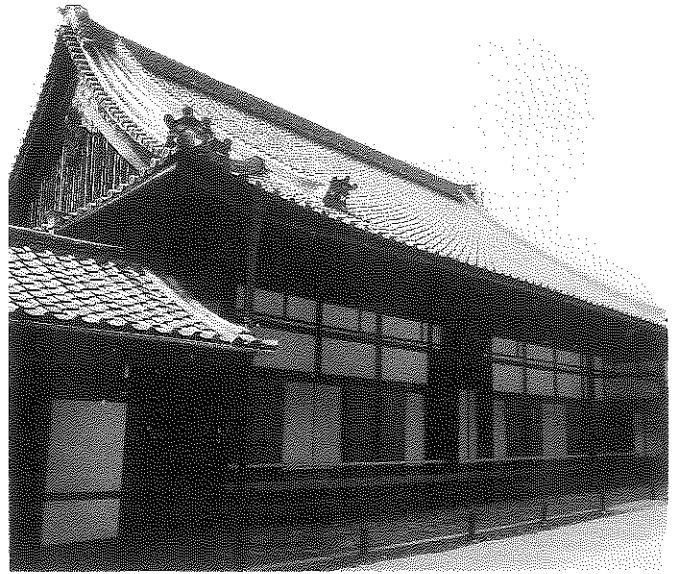
楼門見上げ



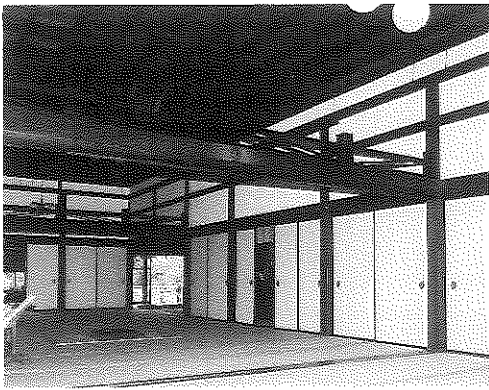
楼門



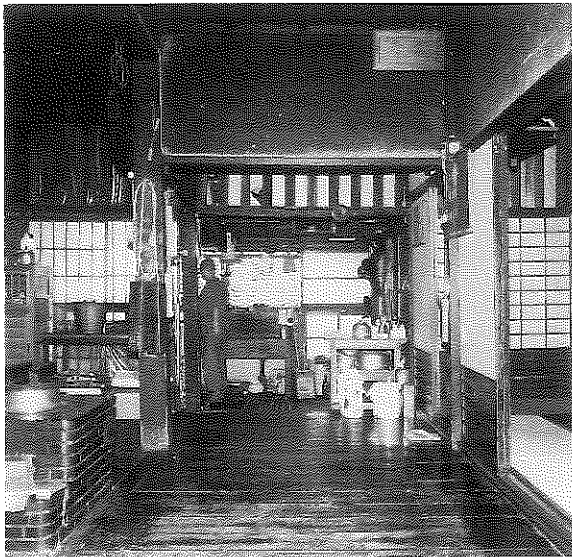
客殿上間奥室



客殿(普門院)



客殿内部



庫裏内部



庫裏

退耕庵客殿

一棟（指定）

京都市東山区本町十五丁目

退耕庵

附 玄関 一棟
入母屋造、棧瓦葺

桁行一五・〇m、梁行一一・〇m、一重、

慶長年間（一五九六〜一六一五）

退耕庵は、応永三年（一三九六）に示寂した東福寺第四三世性海靈見の塔所で、東福寺山内、北大門の東南に所在する。天正七年（一五七九）に安国寺恵瓊が庵主となった関係で、関ヶ原の役後、後継者がなくなり龍眠庵と院地を交換して堂宇の保存が図られた。明治三五年（一九〇二）に再び寺地を復旧交換して現在に至っている。

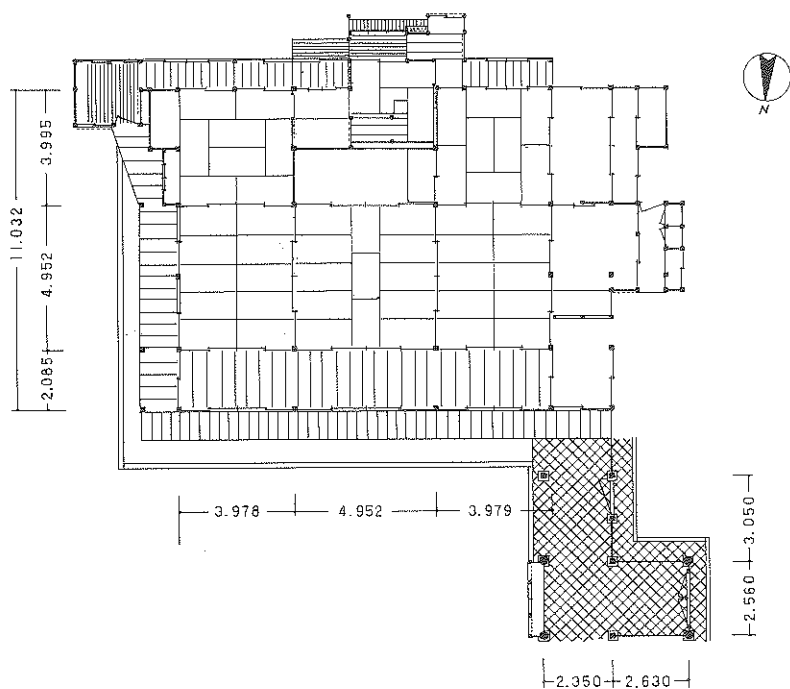
北側に表門を開き、正面奥に庫裏、その東側に客殿及び玄関、また表門の東南に本堂がたっている。

客殿は北を正面にしてたち、正面西寄りに折曲りの玄関をつける。当初の平面は六間取りの方丈形式で、正面及び西面に広縁がまわる。仏間には、間口一杯の仏壇が後寄り半間に設けられ、仏間背後は二畳と三畳の室からなっていた。上間及び下間奥室にある床の間や付書院は当初は設けられなかったようである。

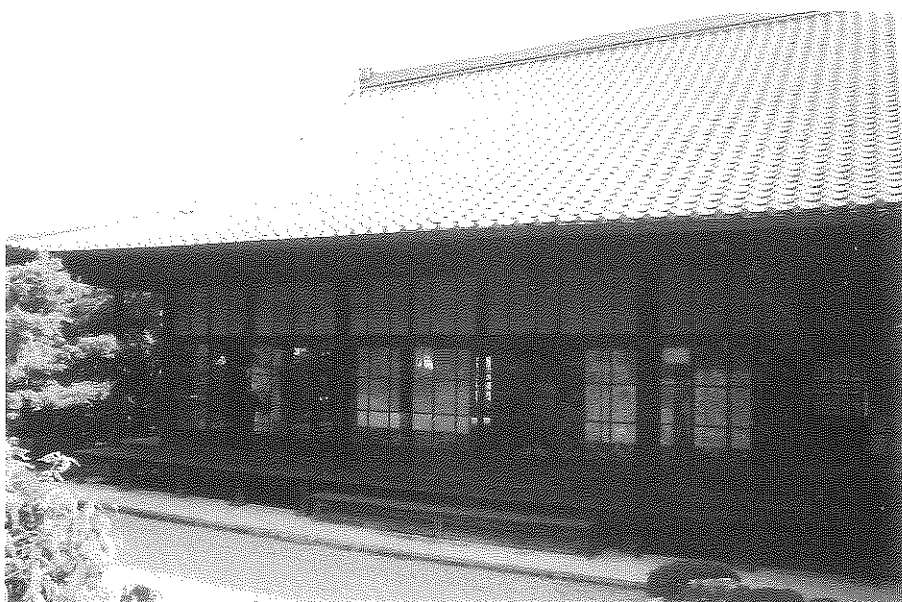
様式及び史料から、安国寺恵瓊によって慶長前期頃に造営されたと判断でき、したがって東福寺山内にあつては、竜吟庵方丈（国宝）に次いで古い客殿の遺構といえよう。同じ時期に建立された客殿、例えば、妙心寺塔頭の客殿等と比べて、木太い木割をもっており、力強い印象を受ける。近世初頭に遡る客殿として、その価値は十分に評価される。

玄関は、現状では折曲り形式であるが、桁行二間または三間の直廊に復原できる。東福寺山内の客殿には玄関が少なく、その中にあって退耕庵客殿の玄関は当初から客殿と対で建立されており、数少ない事例としても貴重である。

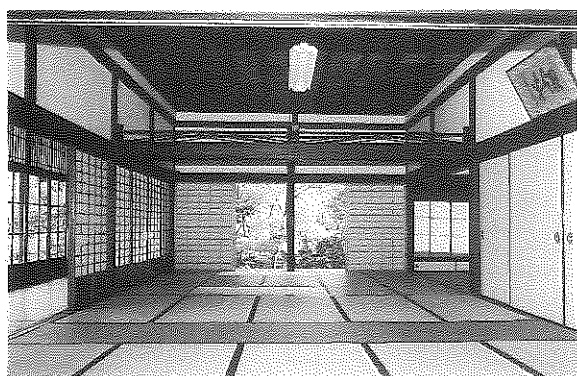
（熊本達哉）



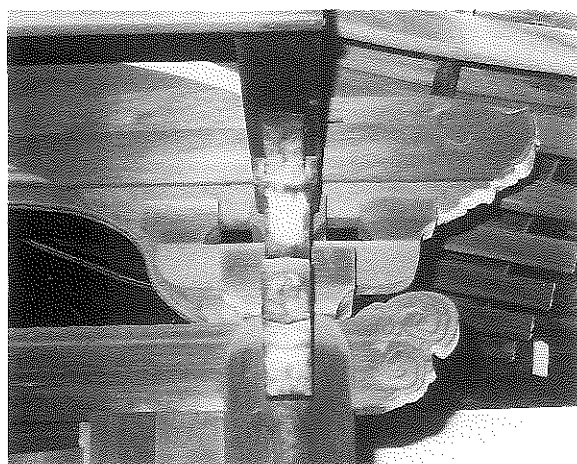
平面図



客殿全景



客殿内部



玄関細部



玄関正面

まんじゅじきやくでん
萬壽寺客殿

一棟(登録)

京都市東山区本町十五丁目

萬壽寺

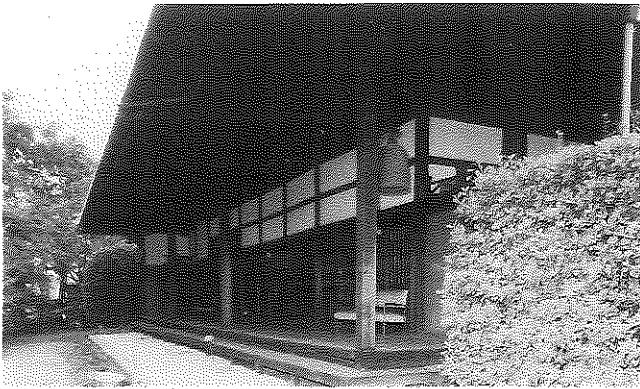
桁行一八・一m、梁行二二・〇m、一重、入母屋造、棧瓦葺
江戸中期

萬壽寺は、白河上皇が皇女郁芳門院の追善供養のため、永長二年(一〇九七)に六条内裏跡を六条御堂としたことに始まる。正嘉年間(一二五七-九)に当寺の十地覚空と弟子の東山湛照が円爾に帰依し改宗、当寺も弘長元年(一二六一)に東山湛照によって禪寺として改めて開堂された。五山にも列したが、衰退し、天正年間(一五七三-九二)に三聖寺内に寺基を移した。

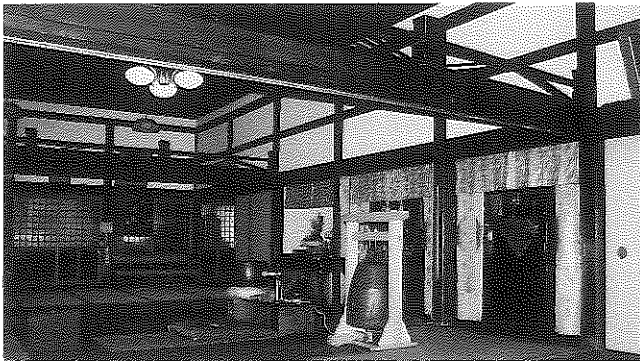
三聖寺は、十地覚空が弘長元年に創建した寺院で、文永四年(一二六七)に弟子の湛照に譲られた由緒をもつ。明治八年(一八七五)に三聖寺を萬壽寺と改称して現在に至っている。

九条通りに面して、鐘樓門(重要文化財 東福寺鐘樓)を開き、その西北に客殿や庫裏などがたつ。なお、重要文化財の東福寺仁王門や鐘樓、愛染堂は旧三聖寺の遺構である。

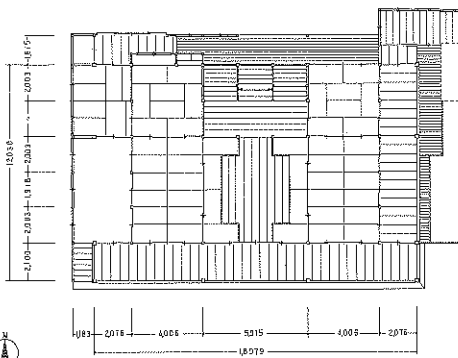
客殿は、六間取り方丈形式の建物で、南面してたっている。復原すると、正・側三方に広縁がまわり、上



外 観



内 部



平面図

間奥室には床の間と違棚が設けられる。仏間は、前寄り一間通り板敷とし、その奥を三分して仏壇としているが、東仏壇の位置には当初、下間奥室の床が張り出していた可能性がある。三方に広縁をまわす中規模の客殿であるが、棧唐戸を使わないなど、比較的簡素な構成をもつ方丈建築になっている。

建立については、三聖寺客殿、あるいは三聖寺系の塔頭客殿と考えられ、その年代は様式的に江戸中期と推定される。

建具をほとんど失い、改造があるものの、江戸中期の良質な客殿遺構として注目される。(熊本達哉)

帝釋天堂

一棟 (指定)

船井郡八木町大字船枝小字志蓮山

福寿寺

(八木町大字船枝小字里ノ内二)

桁行正面三間、背面六間、梁行四間、一重、入母屋造、鉄板葺
江戸中期

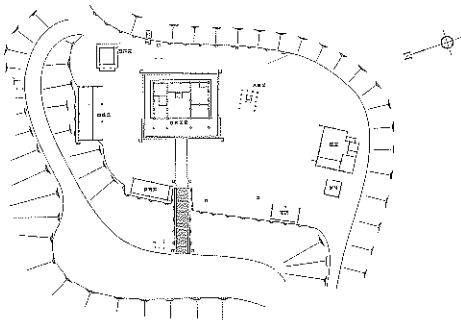
帝釋天堂は、船枝集落の北方山中に所在する。本尊は帝釋天で、庚申の日には多くの参詣者で境内が賑わっている。

「紫雲山小倉寺縁起」(慶長七年 一六〇二)によると、宝亀一一年(七八〇)に和氣清麻呂が開創し、弘法大師によって伽藍が整えられたという。応仁年間(一四六七〜九)に焼失し、文龜・天正(一五七〇〜九二)の頃に現在地で再興されたと伝える。

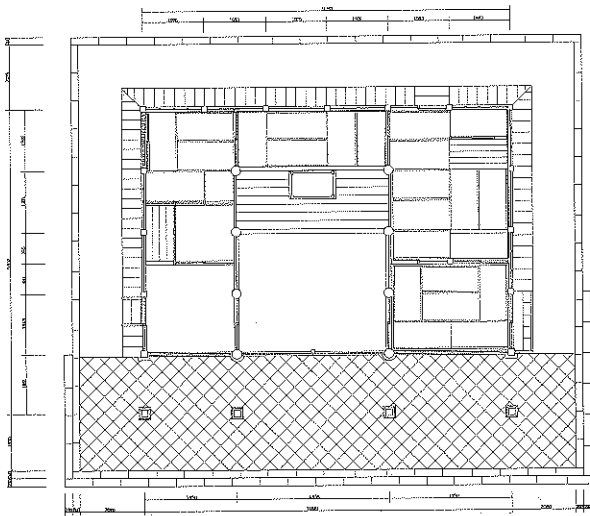
境内には、帝釋天堂を中心に鎮守の八幡堂や稻荷堂、絵馬堂、御膳堂、茶所、籠堂が配置され、さらに奥の山中には奥院がある。

帝釋天堂は、左右非対称の三間仏堂で西面してたっている。正面一間通り吹き放し土間の外陣とし、室内は本尊を祀る内陣を中心に、その左右に脇の間、背面に後陣がある。内陣は、前方奥行二間を板敷とし、その奥背面に接して奥行一間の禅宗様仏壇を設け、宮殿及び脇侍を安置している。北脇の間は当初は一室であり、南脇の間は前寄り一間半の室とその奥室に間仕切られている。後陣は物入れであった。

機能的には、外陣は一般参詣者の礼拝する場であり、北脇の間は参籠等を行う参詣者の場、南脇の間前室は住職の表向きの居所であり、奥室は炉などの施



配置図



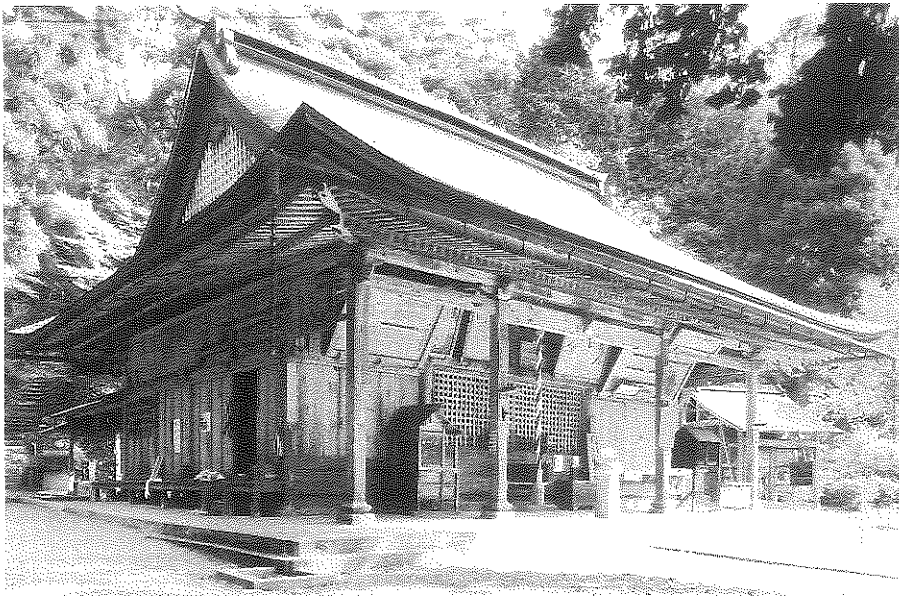
平面図

設がある居住的な場であると考えられる。このような機能の相違のため、左右非対称の特殊な平面形式となったと考えられる。また、側まわりでは、後陣及び、脇の間側まわりが舟肘木であるのに対し、正面外陣まわりにのみ大斗肘木を用い、軒も同様に、後陣・脇の間まわりが疎垂木であるのに対し、外陣まわりを繁垂木としている。これは正面を特に強調した意匠であるといえ、多分に一般の参詣を意識した建築といえよう。

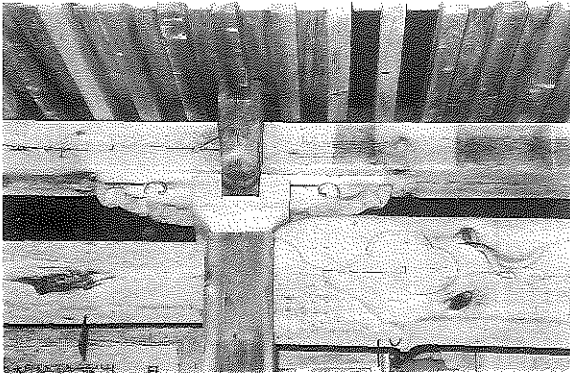
建立年代については、旧堂宇を寛永年間(一六二四〜四四)に焼失したのち、貞享年間(一六八四〜八)に園部藩主小出伊勢守ほかからの寄進を受けて再建されたと伝える。丁寧な造りであり、細部意匠も一七世紀中〜後期のものと判断できる。

当堂宇は、多くの参詣者を集めた建築として、特徴的な平面形式や意匠をもっており、近世丹波地域を代表する仏堂の一に数えられる。

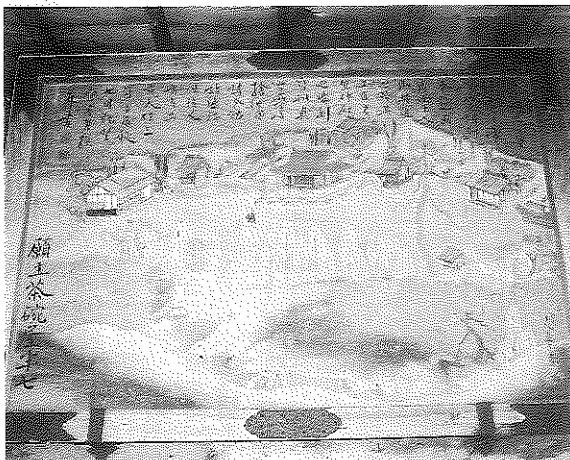
(熊本達哉)



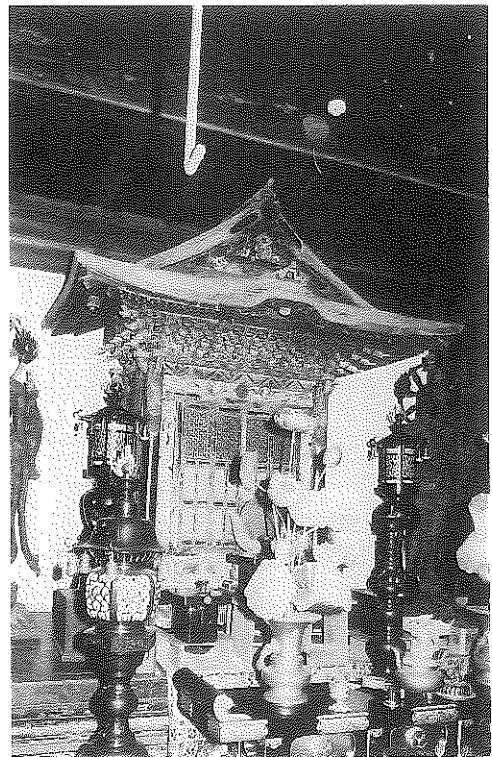
全 景



細 部



絵馬(天保三年)



内陣内部

八幡宮

二棟 (登録)

船井郡瑞穂町大字質美小字庄和ノ上四六番地

八幡宮

本殿

桁行五間、梁行二間、一重、切妻造、向拝三間、正面軒唐破風付、銅板葺

産子集会所

桁行五間、梁行五間、一重、寄棟造、向拝一間、鉄板葺

附 棟札 一枚

本殿 寛政八年(一七九六)、産子集会所 室町時代後期

八幡宮は船井郡瑞穂町の北東中央部の質美に所在する。質美は行仏・中村・庄之路・和田・上野・下村・北久保の七集落で構成され、これらを氏子圏とする。

八幡宮の創立・沿革は詳らかでないが、社伝によれば平安時代・天曆年間(九四七―九五七)に現在地に社殿が建立されたという。その後延年年間(一三三六―四〇)に兵火によって焼失し、また寛正元年(一四六〇)や慶長年間(一五九六―一六一五)にも社殿を焼いたという。その後江戸時代の安永五年(一七七七)にも本殿再建があったと伝え、現本殿は寛政八年(一七九六)の再建という。

本殿は五間社、切妻造の建物で、向拝を三間に造り、軒唐破風を付ける。正面には浜床を設け、中央三間に木階を付し、四周に跳高欄付の縁を廻す。身舎は正面五間、側面二間に頭貫・台輪を回し、組物は平三斗、正面及び妻面の中備は蟻股、背面は糞束とする。正面五間には棧唐戸を吊り、内部の内外陣境には幣軸板戸を構える。軒は二軒繁垂木、妻飾は二重虹梁で、一重目は大瓶束、二重目に扱首組を置く。正面三間向拝は、各柱を虹梁形頭貫で繋ぎ、身舎とは海老虹梁で繋ぐ。組物は三斗組、中備蟻股とする。

建立年代及び大工については「和知町木庄区有文書」のなかに寛政八年(一七九六)一二月付の「八幡宮一杜仕様定書」があつて、若狭高浜の意平治と喜助が担当したことが明らかである。

この本殿は江戸時代後期の建立であるのに、装飾は簡素であり、また仏堂的な構えである棧唐戸をたてるなど、特長的な意匠をもつ。

産子集会所は、本殿向かつて前方の平坦地に建つ桁行五間、梁行五間、寄棟造、元茅葺の建物である。もとは宮寺の本堂だったかと思われる大型の仏堂であるが、宮寺及びその建物についての記録類を欠いており由緒・来歴は詳らかでなく、わずかに「昔、質美庄四ヶ村(行仏・下村・庄・北久保)と和智庄(安栖里・中山・小畑)の鐘打山の帰属をめぐる争論に、質美側が負けた時に鐘打山から仏堂を持って返ってきた」という伝えがある。その後、江戸時代末には「薬師堂」と呼ばれていたようである。棟札から弘化四年(一八四七)に修復されたことが判明し、さらに昭和四三年(一九六八)秋にも修理が行われている。なお現在正面に一間向拝が付くが、これも後世の仕事である。

現在のは外回り及び内部にほとんど間仕切りはなく、内部には柱が立つ。中央一間部分は腰・内法長押を回し、格子戸を立てこむ。正面及び内部柱は丸柱、側廻り柱は面取角柱で、正面にのみ切目縁が付く。組物は正面一間部分にのみ舟肘木を置く。軒は一軒疎垂木とし、天井は四周入、側部分は化粧軒天井とみられるが、天井板は軒ともに残っていない。柱を足固貫、内法貫、頭貫で固め、外陣の正面二間虹梁の上に斗を置き、垂木掛けと天井桁を兼ねる。

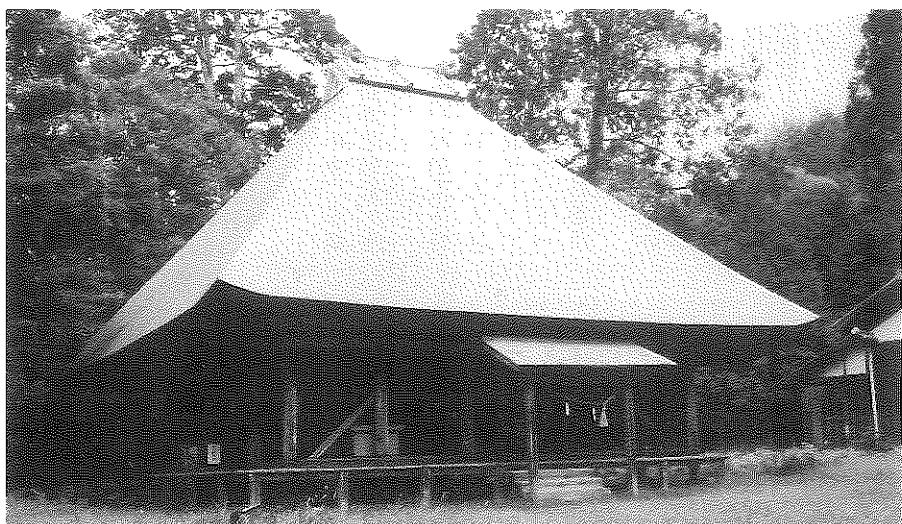
復原すると、前寄り二間分を外陣、後三間分は三間内陣の背側面三方を入側が回るといふ平面になる。柱間装置は正面中央三間が開き戸、背面及び向かつて左手側面の中央間は片引き戸となる。右手側中央二間は無目が入るが、柱間装置は不明である。この他は板壁となる。内外陣境には結界がたち、三間内陣の両側面は片引き戸となる。

建立年代については資料を欠くが、柱・桁・貫・垂木等の部材や柱の面や垂木の反り、材の風蝕等からみて室町時代後期まで遡るとみられ、丹波地方に残る数少ない中世仏堂の遺構として評価できる。

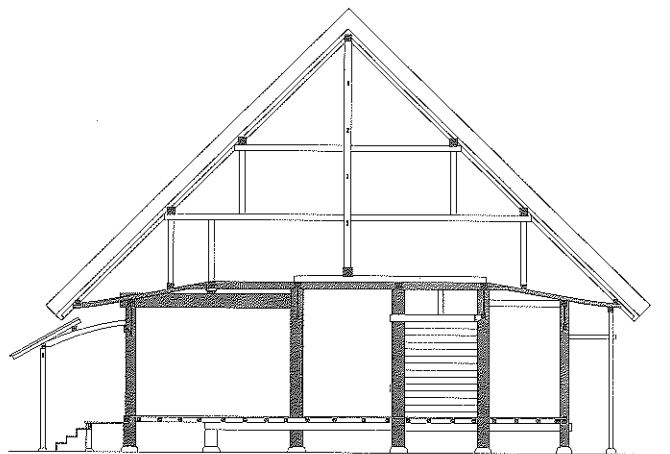
(福田敏朗)



本殿



産子集会所



産子集会所 断面図

船井郡和知町字下栗野小字東タンボ

下栗野区

(和知町字下栗野)

桁行五間、梁行五間、一重、寄棟造、鉄板葺
附 棟札 四枚

銘札 一枚

祈禱札 一枚

棟札箱 一合

按旋転車 二個

室町後期

地元の下栗野の人々によって護持された仏堂で、集落の中央、小高い位置に、ほぼ南面して寺地を占めている。寿命山明隆寺と号し、本尊観音菩薩を祀っている。

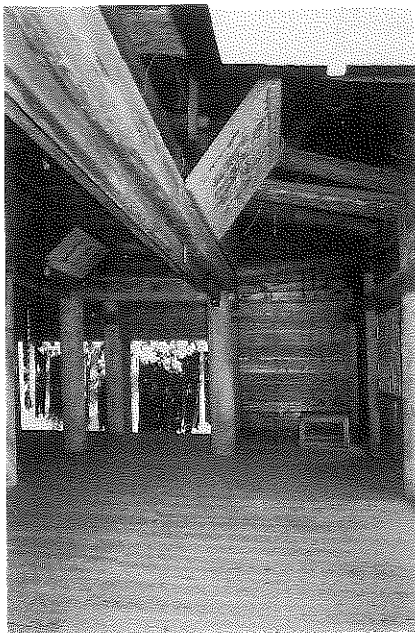
「明隆寺記」(文化一〇年 一八一三)によると、当寺は聖徳太子自刻の観音菩薩を安置する霊場として草創し、文明年間(一四六九〜八七)に再興、天文八年(一五三九)に現在地に移ったと伝える。

石段を昇った正面に観音堂、その西側に鎮守社の八幡宮がたっている。また、観音堂の前には宝曆一三年(一七六三)に建てられた養塔がある。

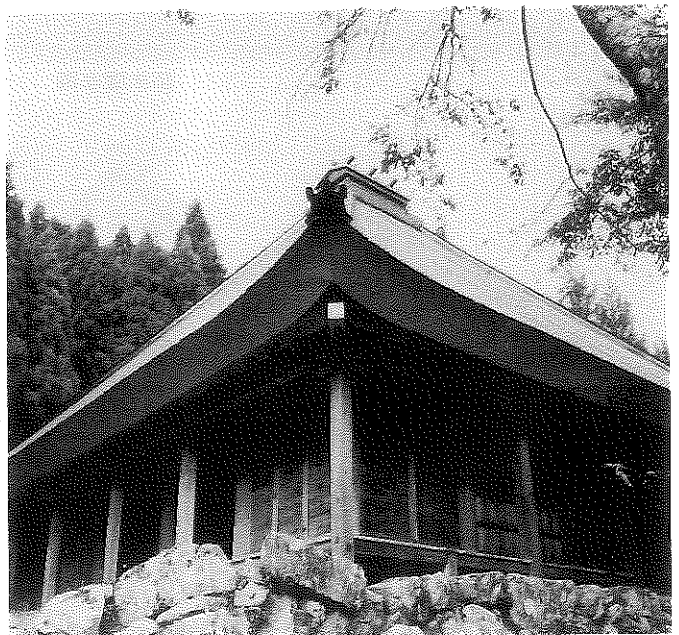
ほぼ南面してたつ茅葺形鉄板葺の五間仏堂で、周囲に庇柱をたて木口縁を巡らしている。組物は舟肘木と簡素である。柱は総円柱で隅延びがあり、中世仏堂の面影を伝えている。

当初の平面に復原すると、堂内は中央後寄りに内陣が設けられるだけの、間仕切りのない広い空間となる。すべて拭板敷とし、周囲化粧屋根裏天井、その内側の方三間に棹縁天井が張られている。内陣は床を一段高くした、幅の広い方一間の室になっており、側面前寄りに片引き戸、正面に双折の両開戸をたてるだけで、側・背面を板壁とする閉鎖的な空間である。内陣内は前寄り一間に畳が敷かれ、その奥に間口一杯の須弥壇がつくられ、一面に棹縁天井が張られている。

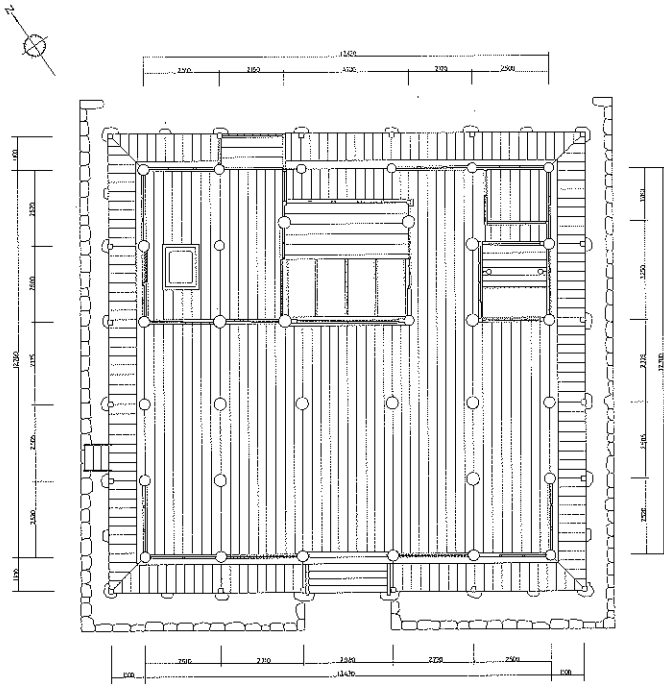
修理年代が棟札により判明する元禄四年(二六九二)や寛政九年(一



内部



全景



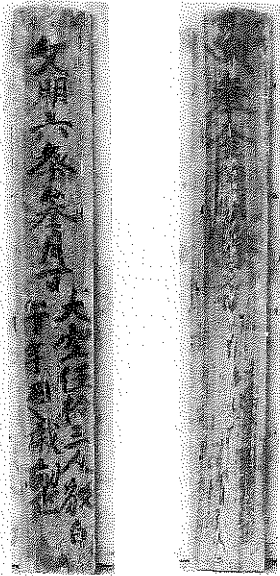
平面図

七九七)をはじめ、江戸時代に度重なる修理を受けており、改造も多い。しかし、史料の、様式的にみて建立は室町後期に遡ると考えられる。

また、このように本尊を祀る内陣だけを間仕切り、他を吹き放しとする仏堂——その多くは三間仏堂であるが——は丹波地方に広く分布し、多いところではほぼ一集落に一棟の割合で確認される。これは鎮守社や辻堂と同様、地域の信仰に根ざした建物、いわゆる「村のお堂」「村堂」であると考えられる。当堂宇も、そのような性格をもつ遺構であり、その中でも建立が古く、大規模で最も整った建物である。

当観音堂は、中世に遡る遺構として貴重であるとともに、近世村落社会における信仰を伝える建築としても極めて重要である。

(熊本達哉)



棟札
(文明六年参月一日の記がある)



内部

日吉神社本殿

一棟 (登録)

竹野郡網野町字浅茂川日吉山

日吉神社

桁行二間、梁行正面一間、背面二間、一重、入母屋造、妻入、向拝一間、正面軒唐破風付、こけら葺

文政一〇年(一八二七)

日吉神社は、福田川の河口付近にある小高い山の上に鎮座する。浅茂川村(現在の浅茂川区)の氏神で、祭神は大山咋命である。江戸時代は山王大権現と称していたが、明治六年(一八七三)に日吉神社と改められた。

東側の麓より参道があり、昇りつめた所に割拝殿、その正面に舞殿風の拝殿があり、その奥に覆屋に入った本殿がある。本殿南側に水無月社、西側に金比羅社があり、このほか参道の途中などには多くの摂末社が配されている。

本殿は一間社としては規模が大きく、側・背面では中央に柱をたて二間としている。入母屋造・妻入で、正面に軒唐破風付の向拝をつける。正・側面三方に切目縁が巡り、正面に木階及び浜縁が張られている。内部は、両開板戸三扉によって、前後に内陣と内々陣に分けられている。

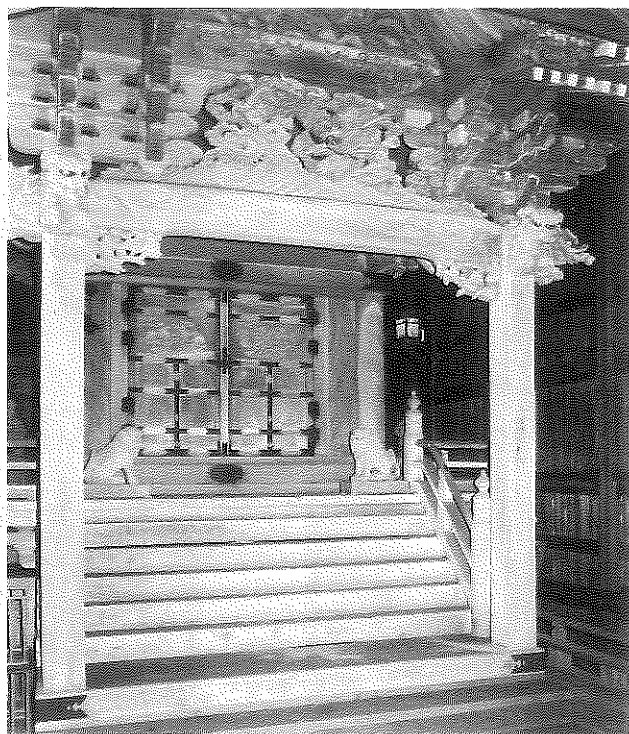
組物は、身舎が尾垂木付の三手先で、中備を髯股とするのに対し、向拝は斗と肘木を三段に組み、中央に龍の彫刻を入れる。手挟や支輪脇障子、木鼻等に多くの彫刻が用いられ、社殿を華やかに装飾している。

文政一〇年(一八二七)の再建で、彫刻は、江戸後期以降、丹波、丹後及びその近辺で活躍した彫物師中井の第六代権次正貞によってつくられた。

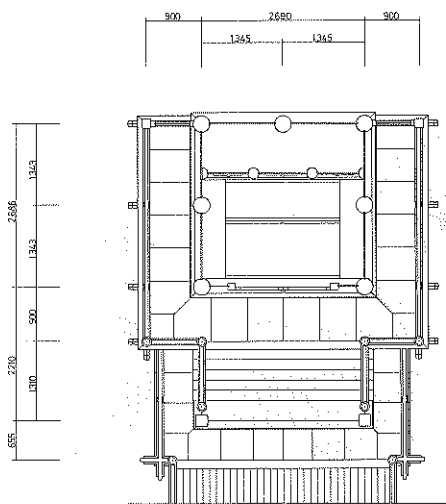
この地域においては、江戸前期は比較的装飾の少ない一間社流造が多いが、江戸中期以降にたいに組物や屋根形式が複雑になり、彫刻が増加し、江戸後期には極めて装飾豊かな建築となった。

その傾向が最も顕著に表れた遺構が当本殿であり、当本殿は、江戸後期のこの地域を代表する社殿といえる。

(熊本達哉)



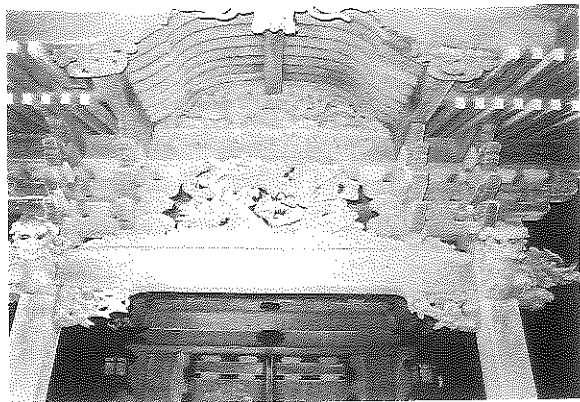
正面



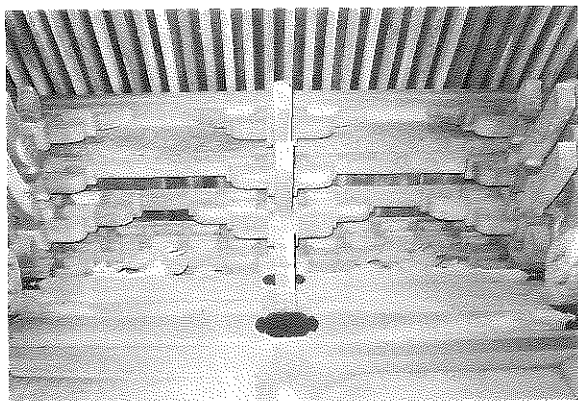
平面図



手 挾



向拝見上げ



身舎見上げ



脇障子



彫物師銘

美術工芸品

絹本着色八幡垂曼茶羅図

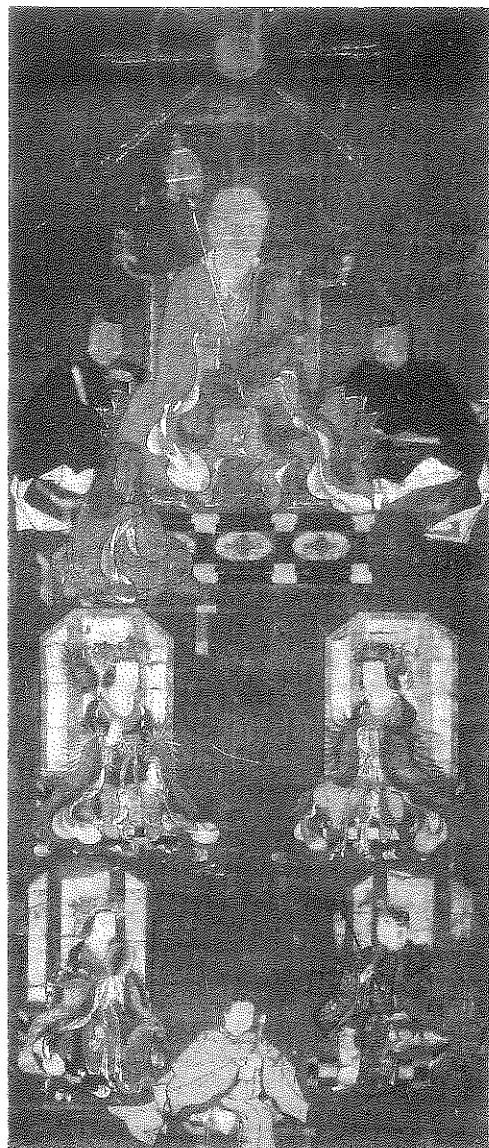
一幅（絵画・指定）

京都市右京区竜安寺御陵下町一三

龍安寺

法量 縦 九七・三cm 横 四〇・一cm
時代 鎌倉時代

絹本着色掛幅装。画面上方中央に大きくやや斜め向きに僧形八幡神を描く。その背後にやや重なるように左右に束帯二神、八幡神の前方やや左に老女、画面下方は唐服の三女神と若宮、最下方中央に持笏束帯の童子を描く。八幡神は僧形で円光を備え、茶衣の上に袈裟を付け、右手に錫杖、左手に水晶念珠を執り、格狭間のある礼盤上の蓮華座に坐す。この礼盤には左右に珠飾りの付いた背凭がある。また、八幡神



の頭上には放射光を放つ日輪が描かれている。八幡神の左右の二神は、いずれも黒袍を着けて床几に坐し、向かって右の神は笏を横にして両手で捧げ持ち、左の神は右脇に抱えるようにして立てる。八幡神の前の老女は、頭巾を被り、赤紫色の衣を着け、両手を袖口に隠して胸前に挙げ、床几に坐す。その下方の二女神は、領巾袖のある華麗な色彩の衣を着け、向かって左の女神は柄の長い鬘を両手で持ち、右の女神は両手を袖口に隠して胸前に挙げる。その次の段の二神のうち向かって右の神は、茶地に桐竹鳳凰文のある袍を着け、両手で白払を捧げ、右足を踏み下げて半跏坐す。左は女神で、小振りの領巾袖のある衣を着け、両手を胸前に挙げ柄の短い鬘を捧げ持つ。以上の四神はいずれも礼盤に坐し、背後に三曲屏を立てている。下方中央の神は髪を美豆良に結った童神で、丹地に金花唐草文の袍を着け、笏を捧げ、背凭のない床几に坐す。

本図の図様に類似する図としては、大阪府来迎寺本絹本着色八幡曼茶羅図（重要文化財・鎌倉時代）、徳川家光寄進の石清水八幡宮藏板絵曼茶羅厨子（江戸時代）などが知られるが、いずれも老女と最下辺の童子神を除く七柱の画像である。また、これらの神々の本地仏を描く文化庁本石清水八幡宮曼茶羅図も同様の配列で七仏・菩薩が描かれている。九柱描く図としては、社殿だけを描くものであるが、栗棘庵本絹本着色石清水八幡宮曼茶羅図（府指定）が知られる。徳川家光寄進本のような「七社絵像厨子」は、中世にはすでに石清水八幡宮に祭られていたことが「石清水文書」にみられ（文明一八年（一四八六）田中泰清手記「八幡宮若宮遷座之記」）、この信仰の歴史が知られる。本図もこの七社絵像のヴァリエーションのひとつと考えられ、技法的にも鎌倉時代後期に遡り、保存もほぼ完好な八幡信仰の美術の貴重な遺例である。

（米屋 優）

木造地藏菩薩坐像

一 軀 (彫刻・指定)

京都市伏見区直達橋十一丁目一〇六

撰取院

法量 像高 一三三・二 cm
時代 平安時代

木造(ヒノキ材)、寄木造。前面部は頭体共木、正中線で縦二材刳。背面部は正中線で縦二材刳。肩に横一材を挟んで、頭部は正中線で縦二材刳とし、さらに後頭部に蓋状に縦三材(後補)を刳附ける。前後材の間にマチ材を挟む。両側面は肩から地付きまでそれぞれ一材を寄せる。脚部は基本的に前後二材刳。さらに裳先に後補材を刳附ける。脚部材と側面部材の間に小材を挟む。脚部側面に小材を寄せる。両袖から先の衣部は前後二材刳、袖の内側に小材を寄せる。手首より先別材刳。胎内には左前面材から束を作り出す(現状では切断)。

円頂、髪の毛の生え際を表現せず、白毫水晶製、彫眼、耳朶環状、三道彫出。衣の上から袈裟を掛け、その端を右肩に掛ける。腹に裳の帯の結び目を表し、右脚を上につまみ踏坐。両手とも同じ角度に屈臂し、左手は掌を上にして五指を伸べ宝珠を執る。右手は掌を前に向け第一指を軽く曲げて錫杖を支える。

撰取院は、現在丁R稲荷駅南側の本町通(伏見街道)踏切際にある清浄華院末の浄土宗寺院である。撰取院は慶長一四年(一六〇九)僧道無によって開かれたと伝える。もと現・稲荷駅構内にあったが、鉄道敷設に伴い現在地に移動された。

この地藏菩薩坐像は、寺伝によると、慶長一三年(一六〇八)に西村某により比叡山キララ谷から大和街道の字大紋(現・深草大門町か)に移された。その後、大和街道が寂れたので、伏見街道に辻堂を建てて遷坐した。安産の利益により広く信仰を集めたが、延宝年中(一六七三〜八一)には伊勢藤堂和泉守の御台所の安産によって金若干の寄進を受けたり、將軍家に興入れした伏見院の姫の安産により、米三〇俵と、現在も伝わる御紋付膳碗の寄進を受けたという。

地藏菩薩像は六道思想の高まりとともに平安後期以降作例が増える。同時代、同形式の類例としては、城陽市念仏寺像(府指定文化財・像

高一三八・七 cm)、宇治市能化院像(重要文化財・像高一三五・五 cm)などが知られている。これらの像は、平安後期の時代様式の範疇に含まれる作であり、量感の平面化が進み、上半身に比べて膝張りが小さくなり、小さくまとめていこうとする方向に進んだ平安時代末期の特徴が強く現れている。

背面左半材内剖面と後頭部後補材刳面には後に記すような墨書がある。後者の「大進法眼」、「六条東洞院佛所勅願寺」などの銘文の記された作例は、これまでに上京区引接寺木造閻魔王坐像(文明一〇年(一四七八))、下関市功山寺木造僧形像後頭部残欠(長享二年(一四八八))の二例が知られている。さらに引接寺像、功山寺像には「大進法眼定勢」という仏師の名まで記されている。したがって、撰取院像はこの定勢を中心とする六条東洞院仏所によって修理されたものであると考えられる。

撰取院木造地藏菩薩坐像は、平安時代末の地藏菩薩の大作として貴重な作品であるとともに、修理銘であるが、中世の仏所名を記した墨書を胎内に遺している点は、美術史上からもこの像の価値をさらに高めている。

(米屋 優)

「背面左半材内剖面墨書」

御妙上之□□しのた

すいゑい禪門口

十月十七日 きやうめせんもんため

百文 圓阿弥 きやう寿 妙連禪尼ため

十月十四

「後頭部後補材刳面墨書」

大佛所

大進法眼

六条東洞院佛所勅願寺

文明十七年六月十八日



木造地藏菩薩坐像



後頭部後補材刳面墨書



背面左半材内刳面墨書

国分寺略縁起

一帖 (古文書・登錄)

宮津市字国分七九三

国分寺

寸法 縦 二七・八cm、横 一〇・〇cm

外題 「国分寺略縁起上」

首題 「丹後之国与謝乃郡府中国分村護国山国分寺略縁起并鬼面起」

奥書 「正徳三〇年 後見ノ人御笑草ニ

卯月上旬二書之

当寺 咲花乃色もくふの里なれと 見る人なくて春をへにけり

現住快庵

六十一歳

六十六部廻国衆所望ニ

略縁起致假名書者也

時代 江戸時代 正徳三年(二七二三)

楮紙。折本装。表紙は、紺唐紙の原表紙であり、題簽を貼り、外題を記す。界線は無く、半面あたり四乃至五行、一行あたり十五乃至十六字記す。全文にわたり、江戸時代の合点、送り仮名、返点が朱で記される。

本帖には、始めに「国分寺略縁起」が記され、「當寺開山之事」「當寺之靈寶鬼面之起」「當寺年代記」「當寺伽藍荒廢之覚」と続き、最後に「丹後国田数帳」からの国分寺領の記載の抜書がある。「當寺開山之事」「當寺年代記」及び「當寺伽藍荒廢之覚」は、いづれも簡単な覚書であり、本帖における記述の中心は「国分寺略縁起」と「當寺之靈寶鬼面之起」である。

「国分寺略縁起」は、鎌倉時代末期から着手された西大寺流の宣基上人による国分寺再興を本尊である薬師如来の功德として述べ、また、「當寺之靈寶鬼面之起」は、現在も当時に残る鬼面及び当寺付近の鬼石と呼ばれる大石の由緒を述べたものである。

「国分寺略縁起」には、丹後国分寺は、聖武天皇の発願によって設置されたが、早くから荒廢が進み、本尊である薬師如来の金銅仏が盗

難にあった。しかし、靈異によって丹後国府の官人權介入道のもとに取り戻され、その孫権介助忠が、宣基上人に要請して国分寺再興が緒についた。再興事業にあたって、隠岐島明神、成相寺において靈瑞があった、と記される。

また、「當寺之靈寶鬼面之起」には、異類より来た護法善神の化身である二人の老人が宣基上人の前に現れ、仏縁によって、上人の徳に触れ、お互いの顔を見て刻みあった鬼面を残して姿を消したと、二人が去ったときに大石を抛ったことが記される。

宣基上人による国分寺再興の経緯については、南北朝期成立の丹後国分寺再興縁起(以下「再興縁起」と記す)に詳述されており、この「国分寺略縁起」の内容も「再興縁起」の前段部を略述したものである。しかし、「国分寺略縁起」を除く本帖中の記述は、「再興縁起」には記されていない内容であり、国分寺の由緒についての史料価値が認められる。

なお、本帖は平成二年四月一七日付けで丹後国分寺建武再興縁起写とともに京都府指定有形文化財、丹後国分寺建武再興縁起に附指定された。その後、平成四年六月二二日付けで丹後国分寺建武再興縁起が重要文化財に指定され、丹後国分寺建武再興縁起写が附指定にされたために、本帖の京都府の附指定は解除された。(重要文化財指定名称は、丹後国分寺再興縁起である。)そこで、今回京都府登録文化財として登録しなおし、保存を図ろうとするものである。

(地主智彦)



金剛院文書

八三九点 (古文書・登録)

舞鶴市鹿原五四
金剛院

時代 南北朝時代、昭和時代

金剛院は舞鶴市鹿原に所在する真言宗の寺院であり、平安時代初期平城天皇の皇子高岳親王の開基という。平安時代後期には白河天皇及び鳥羽天皇皇后得子(美福門院)による復興が行われたと伝える。室町時代には、丹後国最大規模の莊園である志楽庄の中に位置し、名主として経営を行い、また、近隣の阿良須神社の別当寺でもあり、同神社の所領支配にも関与していた。近世に入ると細川、京極、牧野の代々田辺藩主の庇護をうけ、寺観も維持され、二二石の寺領を有していた。本文書は、南北朝時代から昭和に至る。最古の年紀を持つ文書は、承久元年(一二一九)九月二三日付けの安永倉内吉永田地寄進状写であるが、これは、幕末の写しであるため、正文では建武二年(一二三五)二月二〇日付けの西正田地寄進状がある。

八四点伝わる中世文書のうち八〇点が、志楽庄に係る土地売券、所領注文、年貢受取状を中心とした在地莊園文書である。莊園に関する史料は通常本所である中央の公家・寺社等には伝わるが、莊園現地では、散逸している場合がほとんどである。しかし、志楽庄に関しては、本文書の他にも、梅垣西浦文書(昭和六一年度府指定)、阿良須神社文書(昭和五七年度府登録)が伝わっており、在地莊園文書が珍しく豊富に残されている。本文書は、これらの文書とあわせて、志楽庄の歴史を研究する上での基本史料として重要である。

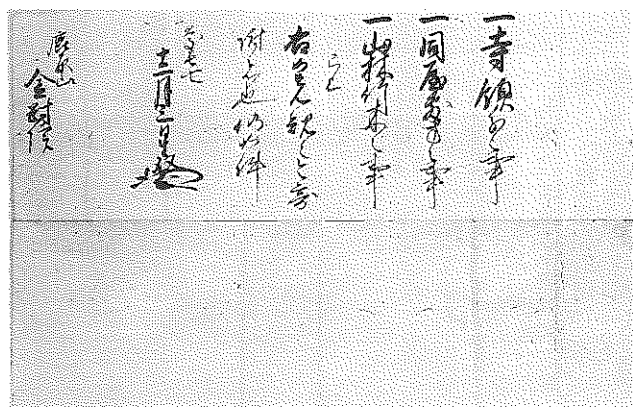
元弘三年(一一三三)六月付けで中央の高官より当寺に下された制札は、昭和六二年度に京都府指定有形文化財に指定されたが、禁制はその他にも、永正五年(一五〇八)の某直達禁制、文禄三(一五九四)年細川玄旨(藤孝)禁制が残され注目される。また、観応元年(一二五〇)の室町幕府御教書案は、丹後守護上野頼兼あてに発給されたものであり、南北朝動乱期の丹後の政治状況についての貴重な史料である。近世文書は、まず藩の支配関係文書として、歴代田辺藩主からの寺

領等の寄進状が注目されるほか、藩寺社奉行からの書状等もまともに残る。

また、灌頂に係る文書を始め、宗教関係の文書が豊富に残されていることが金剛院の近世文書の特徴である。その中でも、本山である高野山、当寺の末である多祢寺、如意寺等との間で取り交わされた文書や僧侶の官位授与に関する文書は、本末制度の中における支配関係、当寺の寺格を知るうえで貴重である。また、法会及び開帳に係る文書は、その具体的な有様や近在の村々との係り方を知るうえで興味深い。他には、江戸時代の造営に関する文書がまともに残り注目される。

以上のように本文書は、在地寺院の中世から近世にかけての歴史的变化を知る上で重要であり、府北部を代表する寺院文書として高い価値を持っている。

(地主智彦)



慶長7(1602)年12月3日 京極高知判物

- 一、寺領分之事
- 一、同屋敷之事
- 一、山林竹木之事
- 已上
- 右如先規之令寄
- 附名也、仍御件
- 慶長七
- 十二月三日 生奴(花押)
- 鹿原山
- 金剛院

売渡申渡正名内新介□□□□
 合半者春所上ハ惣領分下三まら田□

右田ハ新介會極望願ニ承あきないの新「用途征買文借用状ニ惣名於人ヲ不弁、あまさへ人亡被殺害之聞、無頼公方へう」たへ申惣名煩罷成之間、政所殿御計」として本征買文可沙汰之由仰出候「間、為重大進殿仁小御堂の佛物五貫文」借用此田お入申候、其上新介か子供「ふち」申間、後日ふしんのためにいさいにか「き進候、万一我子孫又新介供にいた」るまで此田に違乱申煩出表候へ、「惣領分お此代程とられ可申候、於私公方」一言不可子細申候、仍状如件、

建武二年亥二月十日 西正（花押）

〔包正〕直

右田ハ新介會極望願ニ承あきないの新「用途征買文借用状ニ惣名於人ヲ不弁、あまさへ人亡被殺害之聞、無頼公方へう」たへ申惣名煩罷成之間、政所殿御計」として本征買文可沙汰之由仰出候「間、為重大進殿仁小御堂の佛物五貫文」借用此田お入申候、其上新介か子供「ふち」申間、後日ふしんのためにいさいにか「き進候、万一我子孫又新介供にいた」るまで此田に違乱申煩出表候へ、「惣領分お此代程とられ可申候、於私公方」一言不可子細申候、仍状如件、

建武2(1335)年2月20日 西正田地売券

〔請書案〕 親応元庚申將軍
 西大寺領丹後國志樂庄内春日部

村事、為旅重寺領之處、或
 懸兵糧、或可出軍勢之□
 役云々、為事案者甚不可□
 可停止状如件、

親応元年十二月十五日 □
 上野左馬助殿

西大寺領丹後國志樂庄内春日部
 村事、為旅重寺領之處、或
 懸兵糧、或可出軍勢之□
 役云々、為事案者甚不可□
 可停止状如件、

親応元(1350)年12月15日 室町幕府御教書案

鎌倉時代〜江戸時代

本願寺は、旧久美浜村の東山麓、通称十楽の地にある浄土宗の名刹である。鎌倉期建築の本堂(重要文化財)は、丹後における現存最古の建造物である。その厨子内に安置されている本尊の木造阿彌陀如来立像をはじめ、寺蔵の数ある美術工芸品から鎌倉期には念仏系の阿彌陀信仰が盛んだったことがわかる。また、法然が当寺において後白河法皇の追善供養を行ったという伝承が残り、江戸時代には法然の靈跡として、浄土宗信徒の巡礼寺院のひとつになっていた。

本文書は、当寺に伝わった鎌倉時代から江戸時代にかけての一四通の文書である。

正安元年(一一九九)一〇月の僧教上等連署注進状案は、正安からさほどへだたらない鎌倉時代後期の案文であると考えられる。磨滅により前半部に解読できない箇所があるため、解釈が難しい文書である。

前半部には、当寺が法然の靈跡であることなど、寺の由緒に係わる文言が記され、後半部には、寺僧の勤行の実態が注進される。鎌倉時代の当寺の様子が窺えるだけでなく、当時は、浄土宗寺院が少なく、寺院内部の状況も不透明な部分が多い時代だけに、興味深い文書である。一五世紀後半から一六世紀前半にかけての本願寺の本寺領と院主・供僧の塔頭領の下地目録等寺領に関する三通の文書は、久美庄の基本史料であるとともに、文明一六年(一四八四)の有力国人発給の制法とあわせて室町時代中後期の当寺の経営のありかたを伝える。

また、現在も本堂内陣の長押上に置かれる「丹後の千体仏」といわれる数多くの阿彌陀の小像に關して、天正期から江戸前期にかけての文書が八通残り注目される。これらの文書により、天正一二年(一五八四)に知元等によって、千体仏三五八体が当寺に返し置かれたこと、同一四年久美浜城主松井康之によって、造営費として千体仏一鉢につき百疋で売却すべき旨定められていること、また、松井康之や田辺

城主細川氏、知恩院大僧上玄譽を始め、天正から寛文にかけての千体仏の譲与・売却先などが判明する。なお、現存する千体仏は、古作と思われるものが少数残るものの殆どは後補のものである。

そのほか、四月五日付け某書状は、丹後から文禄の役に従軍した武將が、戦の前線である肥前の状況を伝えていたものであり、一部欠失し、差出、宛先も不明ではあるが、丹後における朝鮮出兵に係る史料として、大変珍しい。

本文書は、中世における地方浄土宗寺院の実態及び近世初頭における当地域の歴史を物語る寺院文書として貴重である。(地主智彦)

本願寺文書目録

単位はcm

① 正安元年	一〇月	僧教上等連署注進状案	二九七×四四〇
② 応仁三年	六月一日	岸本坊田島評付注文	二六三×七八七
③ 文明一六年	七月五日	某春高本願寺制法	二七〇×四〇六
④ 永正八年	八月二四日	本願寺并院主大坊分下地目録	二六四×一七六〇
⑤ 永正八年	八月二四日	本願寺供僧分坊領目録	二五一×二〇四四
⑥ 天正一二年	一〇月晦日	知元等連署書下	二七二×四二〇
⑦ 天正一三年	三月七日	阿彌陀二百五十八体仏譲身覚	二六九×二〇六六
⑧ 天正一四年	一〇月朔日	松井康之定書	二七・八×四一・五
⑨ (文禄元年)	四月五日	某書状	二六一×三一〇
⑩ (延宝五年)	三月二六日	知恩院大僧上玄譽千体仏請取状	三三・九×四九六
⑪ (延宝五年)	三月二六日	宿院光照院靈瑞添状	三五・三×四八二
⑫ 享和三年		千体仏返納覚	二五・四×三五四
⑬ 寶	一月六日	小嶋為兵衛書状	三〇・三×四二八
⑭ 年未詳	五月二五日	小嶋為兵衛書状	二九三×四三二〇

(縦) (横)

伊賀御所被

寄進

三年二月十三日

後白河院五日御追善、被違立之、

法然上人四十八度所被供養之仏

像也、就之、六〇〇〇衆等、長日不断之

称名、二季如法念仏、毎月〇十五日廿五

三昧、毎日二時礼讃、光明真言等、

無懈怠者也、仍注進言上如件、

正安元年十月日

- 僧教上
- 僧樂知
- 僧寂意
- 僧光意
- 僧春阿
- (願五)
- 院主 河上

任白河院御所被
 寄進
 三年二月十三日
 後白河院五日御追善、被違立之、
 法然上人四十八度所被供養之仏
 像也、就之、六〇〇〇衆等、長日不断之
 称名、二季如法念仏、毎月〇十五日廿五
 三昧、毎日二時礼讃、光明真言等、
 無懈怠者也、仍注進言上如件、
 正安元年十月日
 僧教上
 僧樂知
 僧寂意
 僧光意
 僧春阿
 (願五)
 院主 河上

正安元(1299)年10月日 僧教上等連署注進状案

定当寺制法之条々

- 一、田畠山林等、任先規、不可有相違事、
 - 一、自漢之儀、任先例、可有寺納事、
 - 一、自蒲井村和布、任先例、可被納事、
 - 一、政所召請被免除之事、
 - 一、寺中殺生禁断事、
 - 一、万難公事可被免除事、
- 右当寺者、如先規、不可有此条々相違、
 然者尤當御坊ヲ住持請定區申候、
 父違當為再興之間、如此定之状、如件、
 文明十六甲午年七月五日 春高(花押)
 本願寺住持 參

定当寺制法之条々
 一、田畠山林等、任先規、不可有相違事、
 一、自漢之儀、任先例、可有寺納事、
 一、自蒲井村和布、任先例、可被納事、
 一、政所召請被免除之事、
 一、寺中殺生禁断事、
 一、万難公事可被免除事、
 右当寺者、如先規、不可有此条々相違、
 然者尤當御坊ヲ住持請定區申候、
 父違當為再興之間、如此定之状、如件、
 文明十六甲午年七月五日 春高(花押)
 本願寺住持 參

文明16(1484)年7月5日 某春高本願寺制法

丹後國熊野郡久

美庄本願寺に被奉

納惠心之御作下佛

之事、方々へ雖執

散候今度令才覚

參百五拾八林被取返候、

然者當寺為造營

所望之方在之者、

靈眸百疋宛二可有

沽却候、已米為法度

如此、仍如件

天正十四 松井新介
拾月朔日 康之(花押)
本願寺御坊 床下

丹後國熊野郡久
 美庄本願寺に被奉
 納惠心之御作下佛
 之事、方々へ雖執
 散候今度令才覚
 參百五拾八林被取返候、
 然者當寺為造營
 所望之方在之者、
 靈眸百疋宛二可有
 沽却候、已米為法度
 如此、仍如件
 天正十四 松井新介
 拾月朔日 康之(花押)
 本願寺御坊 床下

天正14(1586)年10月1日 松井康之定書

家形石棺(堀切谷第六号横穴出土) 一合(考古資料・指定)

附 金環 一対

短刀 一口

須恵器 一括

綴喜郡田辺町大字田辺小字田辺

田辺町

法量

石棺 全長 一九三・五 cm

蓋幅(頭部側) 九六・五 cm 高さ(頭部側) 八五・〇 cm

蓋幅(足部側) 八六・〇 cm 高さ(足部側) 八二・〇 cm

時代 古墳時代後期

兵庫県南部加古川流域産出の竜山石(流紋岩質凝灰岩)製の組合式家形石棺である。厚さ一三 cm から二〇 cm の板状石材を蓋石二枚、側石四枚、底石二枚の計八枚で組み合わせている。側石は、底石の上のり、長側石は底石に彫られた溝にはめこまれ、短側石は底石端部に彫られた段によつて組み合わされている。側石同士は、短側石に彫られた溝に長側石をはめこみ、また、蓋と身は蓋石裏の溝に側石をはめこんで組み合わされる。二枚の蓋石は互いに彫られた段を組み、噛み合せている。蓋石は、突起がなく、寄棟造の屋根のように中央の稜線から四辺に向かつて、緩く傾斜している。身は箱形であり、全体に頭部側が足部側に比べ、高く、幅が広い。蓋石、底石についても、頭部側の石が長く厚く、仕上げも丁寧である。

石棺の両端には、石棺の石質とは異なった細長い割石が支え石として、短側石の外側に一材づつたてかけてある。

綴喜郡田辺町大字薪小字堀切谷は、生駒山地から北に延びる低平な洪積丘陵が、木津川の氾濫原に臨む場所であり、小さな谷を挟んで南から延びる二つの小支丘の尾根上には円墳群が並び、尾根の北及び東斜面に横穴群が存在した。

昭和四四年にそのうち第五号及び第六号横穴の発掘調査が行われ、

第六号横穴から家形石棺及び副葬品が発見された。石棺の内部には、四〇才代の女性と推定される(池田二郎氏による)人骨が改葬された状態で収められていた。第六号横穴の玄室は、平面台形であり、かまぼこ形の天井をなす。石棺の下を含め床面には木炭を敷いたうえに礫が敷いてあった。

家形石棺の形態及び材質を含めた分布状況は、畿内各地域で異なった特徴を見せており、古墳時代から白鳳時代における、畿内豪族層の動向を探るうえで重要な資料である。

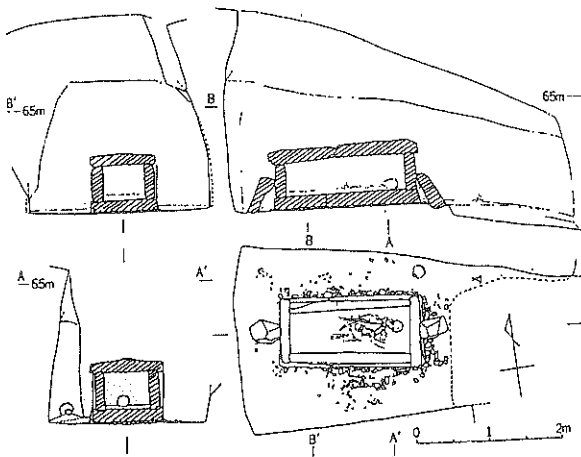
竜山石製の家形石棺は、古墳時代後期の六世紀末より七世紀にかけて、奈良盆地南部及び京都盆地北部を中心として、畿内各地に分布する。なかでも、京都盆地における家形石棺は、いづれも竜山石製であり、組合式のものが多い。竜山石製の組合式家形石棺は、京都府内において三〇例ほど確認されているが、完形で残るものは、この石棺と福西二号墳出土の家形石棺(京都大学文学部博物館保管)の二例だけである。また、この家形石棺は、頂部に平坦面を持たない点から古墳時代後期の組合式家型石棺のうち最も新しい型式のものと判断されるが、このように頂部に平坦面を持たない家形石棺は、類例がなく、資料的価値の高い貴重な石棺である。

また、副葬品として、金環一対及び短刀一口が棺内から原位置を保持発見され、須恵器が棺外及び第六号横穴の土取り作業中に出土した。これらも併せて保存を図ろうとするものである。

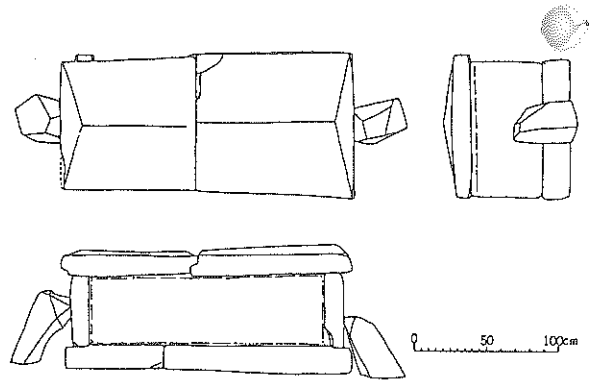
(地主智彦)



家形石棺



堀切第六号横穴実測図



家形石棺実測図

京都府教育委員会「埋蔵文化財発掘調査概報1969」より転載

無形民俗文化財

蒲江の振物・踊り太鼓

(登録)
舞鶴市字蒲江
蒲江区

この芸能は、由良川河口に近い舞鶴市字蒲江に鎮座する山王神社及び愛宕権現の一〇月一〇日（もとは一〇月一七日）の祭礼に神社前の舞堂で奉納される民俗芸能である。

振物は、二人が一組になってそれぞれが持つ刀や棒を打ち合う組太刀型の太刀振で、次の五つの曲目から構成されている。

露払 小学二～三年生の少年が、両端に色紙の房飾りをつけた一mほどの棒を打ち合う。

小太刀 小学四～五年生の少年が、柄先に房飾りをつけた脇差によって切り組みを演じる。

長刀 青年男子が長刀により激しく切り結ぶ。

太刀棒 長刀より年少の青年男子の役で、一人は太刀、一人は檜の棍棒を持つ。太刀は真剣を使用するために極度の集中と修練が必要である。

関棒 太刀棒より年少の青年男子が行う。ともに檜の棍棒を持って打ち合いを演じる。

いずれの曲も左右に分かれて切り組みを演じるものであり、左右対称的な動きを基本に、時に激しく打ち合うのが特色となっている。この振物には、太鼓と笛の囃子がつく。太鼓打ちは、大太鼓、小太鼓一人づつで構成され、大太鼓は振物の役につかない少年の役である。小太鼓は成人の役で、細めのバチで地拍子を打ち掛け声をかける。太鼓は緞打ち太鼓である。

踊り太鼓は、トウザイ一人、シンポチ一人、太鼓打ち二人、鼓打ち二人、笛五～六人、音頭取り三人、歌うたいその他大勢で構成される。



トウザイ(左)とシンポチ(右)

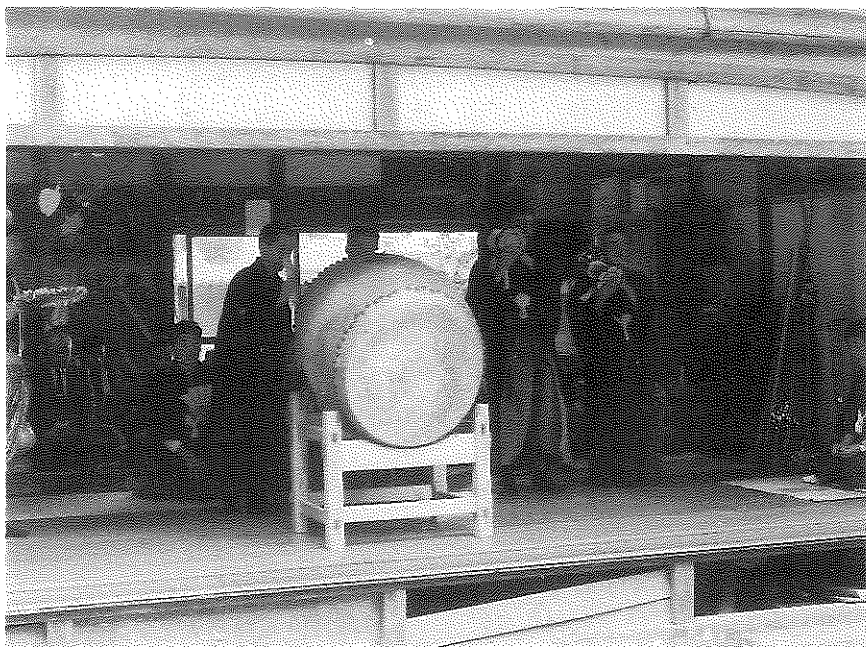
トウザイは小学一年生ぐらいの少年、シンポチは青年に入りたての役で、左に笹、右に団扇をもつ。笹は枝付きの青竹にゴヘイをつけ短冊状の紙片を飾りとしてつける。団扇の周囲は色紙で細かく縁取りし、表に金、裏に銀紙をはりつけている。音頭取りは、隣組の組長が担当する。

配置は大太鼓を中央に据え、その右側にはシンポチ、左側には鼓が二人つき、その後に音頭、笛、歌うたいが並ぶ。シンポチはまずトウザイを呼びだし、トウザイは舞台中央で扇を広げ口上を述べ、シンポチが始まりを告げると、それを受けて音頭取りが歌いだし、歌うたいがそれにつける。こうして、太鼓打ち二人の芸打ちを主とする「神の踊」「ふじの踊」「鈴鹿踊」「尺八踊」が演じられる。



振物(太刀棒)

踊り太鼓はトウザイの口上にあるとおり、笹ばやしの名を持つ風流踊である。これは風流踊を構成した囃子の部分を残し、踊子が欠落してしまった形態と考えられる。それが当初からのものか、伝来以後の変容かわからないが、風流踊の地域的な在り方の一例を伝えるものといえる。
こうした振物と笹ばやしを一組とする祭礼芸能は、舞鶴市域を中心



踊り太鼓

に濃密な分布を見せる。『丹後国加佐郡旧語集』には、今田村(舞鶴市宇今田)の倭文神社の祭礼として「毎年振物笹躍狂言ヲ勤」と記事が残る。蒲江の芸能についてはそこに記述はないが、周辺の伝承と同じ流れをくむものであり、風流踊の地域伝播の一つの形態を示すものとして資料的価値が高く貴重である。
(原田三寿)

おどしま かくら たちふり おどり
大島の神楽・太刀振・踊

(登録)
宮津市宇大島
大島自治会

大島は宮津市の北端伊根町に隣接した集落である。ここでは、氏神白山神社の一〇月一五日の祭りに神楽・太刀振・踊が奉納されている。神楽はいわゆる大神楽系の獅子神楽で、二人立ちの獅子であるが、胴衣をかぶるのは頭だけで一人は尻持ちである。これに大太鼓と縮太鼓を積んだ荷屋台と笛の囃子がつく。「鈴の舞」「扇の舞」「ササラの舞」「剣の舞」の四曲を伝え、獅子あやしは擦りササラを持ち、曲によって天狗とひよっとこの面を使い分ける。元来は青年の持ち芸であるが、現在は小学三、四年生がつとめている。

太刀振はシンポチ一人、棒振二人、大太刀約三〇人による大太刀型の伝承で、大太鼓と笛の囃子がつく。太刀振の前にまずシンポチが登場する。シンポチは五色のシデで細かく縁飾りし、金銀の日月を貼った飾り団扇を本殿に向かってかざし、喚声をあげつつ踊り場を一周して団扇を地面におき、ピョンピョンと飛び越えそれを差し上げる。次に棒振は、色紙を巻き両端に団扇と同様なシデをつけた一m余の棒を回しつつ四方を踏み、棒を上下に合わす。これは踊り場を清める露払いだという。シンポチ、棒振は小学二、三年生の少年の役である。

その後、少年たちが境内一杯に広がり太刀の揃い振りを演じる。ここは、中野などの役太刀、伊根のあたりに見られる小太刀はなく、全員が一齐に四列で振り始め、途中で円陣を組みまた戻る隊列の変化が特徴である。太刀振は、氏子の少年が全員参加する慣わしになっているので人数は決まっていない。

踊は、縮太鼓一人、鼓二人が本殿を背にして並び、その両脇に笛二人、唄方四人がつく構成である。踊子は三人で、シンポチと棒振がそのまま当たる。踊は「花踊」「槍踊」「笠踊」「手踊」の四曲がある。手踊は素手で舞う踊で、これ以外はその名のとおり花、槍、笠を持って踊る。祭礼は、神楽宿、太刀宿それぞれの宿から宮へ向かう。先頭に獅子、その後ろにシンポチ、棒振、太刀振が行列を作り、獅子は御幣と鈴を振り、棒振は棒をグルグル回し、太刀は道振で進みながら白山神社の



神 楽

鳥居下まで練り込んでいく。芸能は鳥居前で神楽・太刀振、鳥居をくぐった本殿前で神楽・太刀振、その後本殿に参拝して神楽、太刀振、踊を奉納する。こうして、神社への奉納は終了するが、以後も小宮や区長宅、近頃では漁協前でも延々と続けられる。こうした神楽、太刀振、踊を一緒にした芸能は、丹後に広く見られるが、それぞれにしっかりとした内容を持ち、かつ、それが一体となつて行われるところに価値がある。踊歌は周辺に分布する花踊のそれに較べより近世調の小歌である。踊の振りには、花踊とも笹ばやしとも全く異なった大島独自のものであり、これは座敷芸の影響が考えられる。地域伝播及び変容をうかがわせる一事例であり、資料的価値が高く貴重な民俗芸能である。

(原田三寿)



棒 振



太刀振



踊(笠踊)

史跡名勝天然記念物

鳴谷東古墳

(史跡・指定)

与謝郡加悦町大字温江小字尾上

特別名勝天橋立がある宮津湾阿蘇海に注ぐ野田川は、大江連山に源を發し、延長は約一六キロメートルで、途中加悦谷と呼ばれる小さな河谷平野を形成している。その水系には一、四〇〇基余りの古墳が分布し、特にその上流域の加悦町明石や後野、温江など、野田川の支流である温江川周辺には全長約一三五メートルを測る丹後地域で第三番

目の規模を誇る前方後円墳である蛭子山古墳(国史跡)を始め、大きな古墳が集中している。鳴谷東古墳もその温江川の周辺にあり、近在には、先程の蛭子山古墳や作山古墳(国史跡)、白米山古墳(京都府史跡)や後野円山古墳群(京都府史跡)、温江丸山古墳など加悦谷の首長墓と目される古墳が分布している。

鳴谷東古墳は、温江川の南岸の大江連山から西へ延びる丘陵上に立地する、総数二一基の古墳で構成される鳴谷東古墳群中にある。群中では最も平野部近くに存在し、北へ延びる小丘陵の先端を切断して築かれている。この古墳が大型円墳の鳴谷東一

号墳で、隣接する二・三号墳とともに立命館大学の手によって昭和六一年から平成二年にかけて発掘調査が行われ、その内容が明らかとなった。

一号墳は、直径七〇メートルの基壇上にのり、直径五四メートル、高さ一一メートルを測る、二段築成の円墳で、葺石が墳丘斜面全体にほぼ完存する。埴輪列の残りも良好で、特に南側では完形の埴輪が樹立している状態が検出されている。埴輪列は、墳頂部及び中位平坦面墳丘裾部に巡らされ、中位平坦面及び墳丘裾部の埴輪列には、一定の間隔で木柱穴が検出されており、木柱の間には平均一一本の埴輪が立てられている。この古墳に使用された埴輪は、普通の円筒及び朝顔形の埴輪等で、頂部がすぼまった丹後形円筒埴輪は認められない。埋葬施設は、墳頂部中央で二基確認されている。中心にある第一主体は、過去に破壊されていたが、残った痕跡から割竹形木棺が埋葬されていたと推定されている。もう一基の埋葬施設は、内部については発掘されていないが、長さ六メートル、幅二・六メートルの墓壇が確認されている。盗掘等は受けておらず、完全に遺存している。

二号墳は、一号墳の南東に隣接し、東西二〇メートル、南北一六メートル、高さ三・六メートルの楕円形を呈する円墳である。葺石は無いが、墳頂部と裾部で埴輪列が確認されている。

三号墳は、一号墳の南に隣接する方墳で、東西一〇・五メートル、南北七・五メートル、高さ二・五メートルの規模を有する。二号墳同様葺石は持たないが、墓壇内に二基の木棺が安置された埋葬施設や、墓壇を囲む方形の埴輪列などが検出されている。出土埴輪には、多様な形象埴輪や丹後形円筒埴輪と呼ばれるものがある。なおこの古墳は、地山を削りだした陸橋状遺構で一号墳とつながっており、一号墳との密接な関係が窺われる。

一号墳は、調査結果から五世紀前半の加悦谷の有力首長の墓と推定される古墳であり、蛭子山古墳や網野町銚子山古墳などそれ以前の丹後の主要古墳に見られた丹後形円筒埴輪が無く、畿内色の強い埴輪が採用されていることなど、丹後地域の古墳時代を考える上で重要な古墳である。またその良好な遺存状態は、府内の古墳でも有数であり、貴重である。

(山口 博)



アベサンショウウオ基準産地きしゅんさんち

(天然記念物・指定)
中郡大宮町善王寺

昭和五九年四月に京都府の天然記念物として種が登録されたアベサンショウウオ(学名 *Hynobius abei SATO*)は、サンショウウオ科カスミサンショウウオ属の両生類で、成体の体長は8〜12 cm、背部の背面は暗褐色、腹面は灰青色または淡褐色を呈する。

その生息地は丹後地域の大宮町、峰山町、網野町、弥栄町及び兵庫県北部の狹点的に確認されているが、日本産の一八種の小形サンショウウオのうちでは、石川県に生息するホクリクサンショウウオと並んで、環境庁が平成三年に刊行したレッドデータブックにおいて、分布域が極めて狭い、最も稀少な絶滅危惧種として掲載されている。

アベサンショウウオの研究の歴史は、昭和七年四月に当時の中郡長善村姫宮神社(現大宮町善王寺姫御前)付近の竹林内の水溜りで、学童が種不明の小型サンショウウオの幼生を見つけ、長善小学校教諭金子泰二氏に知らせたことに始まる。金子氏は同年五月、同地点で幼生を確認し、さらに一二月、多数の成体と卵囊を採集した。翌昭和八年一月、採集された個体は広島文理科大学の佐藤井岐雄博士のもとに送られ、同年一二月の産卵期に合わせて行われた同博士の現地調査において採集された成体と卵囊に基づき、昭和九年三月に「広島文理科大学紀要第三巻二号」に新種記載論文が発表された。この時点で、大宮町善王寺姫御前の生息地点は新種アベサンショウウオの基準産地として、学術的な重要性を持つことになった。昭和二〇年代から三〇年代にかけて、その生息状況が不明な時期があり、一時は絶滅したともいわれていたが、四〇年代後半に至り、京都大学の研究者により、再度、姫御前地区でアベサンショウウオの生息実態が確認され、京都府教育委員会による昭和五九年の登録及び本年の生息地指定に及んでいる。

アベサンショウウオは未だ分布の全貌が明らかではなく、地域個体群間及び近縁種との分類学的関係の解明に、いまなお多くの余地が残されている動物種であるため、今後の研究のために必須な基準標本を与える唯一の生息地域である大宮町善王寺姫御前地区を、特に「基準産地」として指定するものである。



文化財環境保全地区

八幡宮文化財環境保全地区

(決定)

船井郡瑞穂町大字質美小字庄和ノ上四六番地

八幡宮他

瑞穂町は船井郡北西部に位置し、質美は瑞穂町の北東中央部を占め、行仏・中村・庄之路・和田・上野・下村・北久保の七集落で構成される。周囲を標高三〇〇m以上の山で囲まれ、これらの山中から流れ出る水が村の中央部に集まって、質美川となり、川沿いに帯状に耕地を形成している。村は古代・中世は石清水八幡宮領質美庄の地という。

八幡宮の創立・沿革は詳らかでないが、社伝によれば平安時代・天曆年間(九四七―九五七)に現在地に社殿が建立されたという。その後延元年間(一三三六―四〇)に兵火によって焼失し、また、寛正元年(一四六〇)や慶長年間(一五九六―一六一五)にも社殿を焼いたという。その後江戸時代の安永五年(一七七六)にも本殿再建があったと伝え、現本殿は寛政八年(一七九六)の再建という。

境内は通称「宮山」の西麓一体を占め、社頭の一の鳥居から本殿まで四〇メートルを超えて参道が続く。両側にはヒノキ・スギ・ケヤキ等が立ち並び、特に社頭のケヤキ・スギは樹高一五メートル、幹回り六メートル余の巨木である。また本殿背後の「御神木」も樹高二〇メートル、幹回り五メートルを超えるものである。

山裾をめぐり、うっそうと続く参道が、谷川を超える辺りで一旦開け、その先で参道は二手に分かれる。正面に参道をとると、手水舎・二の鳥居が見え、緩やかな石段を登ると、拝殿に続く。本殿はさらに一段と高くなった位置に鎮座し、右手には見世棚造の社殿としては大型の末社高良神社本殿と厄除神社本殿が並ぶ。

本殿は寛政八年(一七九六)に再建された五間社切妻造の建物で、

正面に三間の向拝をつけ、軒唐破風のせる。江戸時代後期の建物としては細部裝飾は控えめであり、身舎正面に用いられる棧唐戸と共に特長的である。

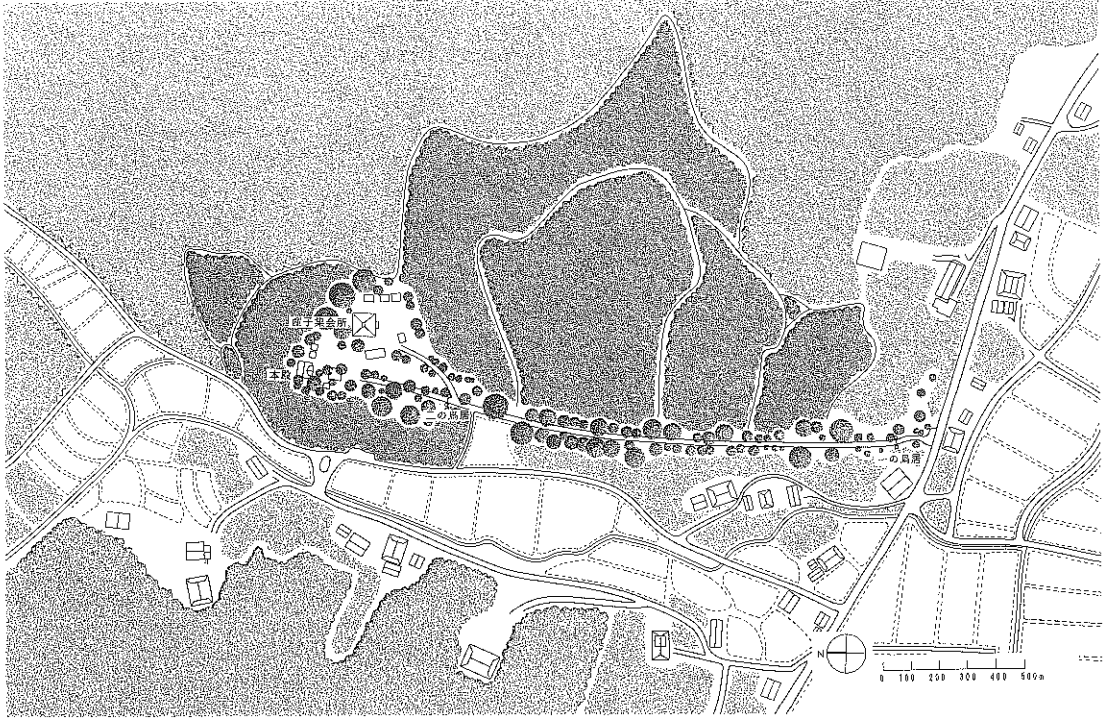
一方、二の鳥居の手前で参道を右手にとると、大きく開けた広場となる。ここには南面する元茅葺の建物である産子集会所が建ち、広場の周辺には江戸時代から続く祭祀行事に用いられる曳山・屋台・額を納める土蔵五棟が建ち並ぶ。

産子集会所は、もとは宮寺の本堂だったかとみられる桁行五間、梁行五間と大型の仏堂である。宮寺及びその建物についての記録類を欠いており、由緒・来歴は詳らかでなく、わずかに「昔、質美庄四ヶ村(行仏・下村・庄・北久保)と和智庄(安栖里・中山・小畑)の鐘打山の婦属をめぐる争論に、質美側が負けた時に鐘打山から仏堂を持って返ってきた」という伝えがある。現在は外回り及び内部の間仕切りはなく、小屋組を含めて後世の改変がみられるが、柱・桁・貫・垂木等の部材は中世に遡るものである。柱の移動はなく建物平面の復原は可能であり、丹波地方に残る数少ない中世仏堂の遺構として評価でき

る。このように質美七集落の鎮守社八幡宮には、江戸時代後期建立の本殿と室町時代に遡る部材をもつ産子集会所という有形文化財(建造物)があり、また祭祀曳山行事は山と屋台を組み合わせた府下でも類例が少ない無形の民俗文化財であり、さらにはスギ・ヒノキ・ケヤキ等の巨木群からなる社叢を併せもつという、優れた文化財の環境を有しており、宮域の保全を図るものである。

なお当社の曳山行事は昭和六二年四月に京都府無形民俗文化財として登録、平成元年三月には瑞穂町史跡として質美八幡宮境内は指定されている。

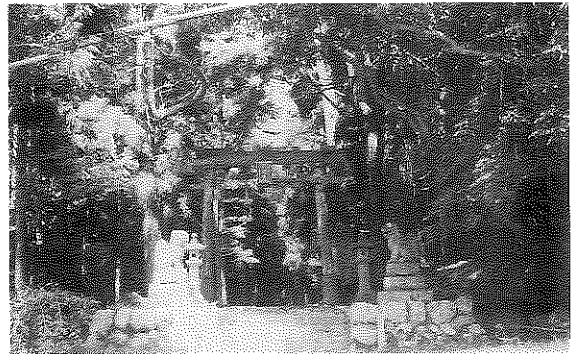
(福田敏朗)



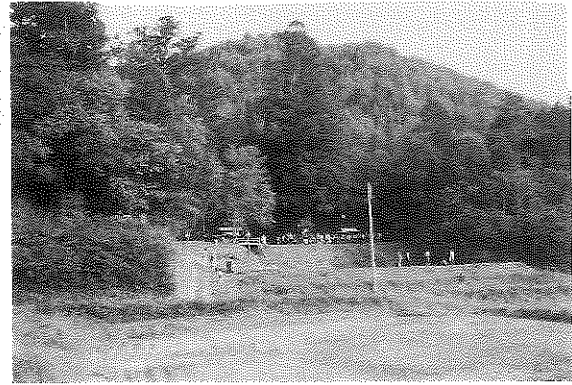
八幡宮境内配置図



参道



参道入口



社叢遠景

その他

指定有形文化財の追加指定

次に掲げる京都府指定有形文化財に附で棟札三枚、祈禱札一枚を追加し、併せて記載事項の変更(屋根葺材)も行いました。
天寧寺薬師堂 (昭和六十一年教育委員会告示第四号)

桁行三間、梁行三間、一重もこし付、入母屋造、こけら葺
福知山市字大呂

附 棟札 三枚
祈禱札 一枚

次に掲げる京都府指定有形文化財に附で棟札一枚、祈禱札二枚を追加指定しました。
天寧寺開山堂 (昭和六十一年教育委員会告示第四号)

福知山市字大呂

一、棟札 一枚
一、祈禱札 二枚

登録有形文化財の追加登録

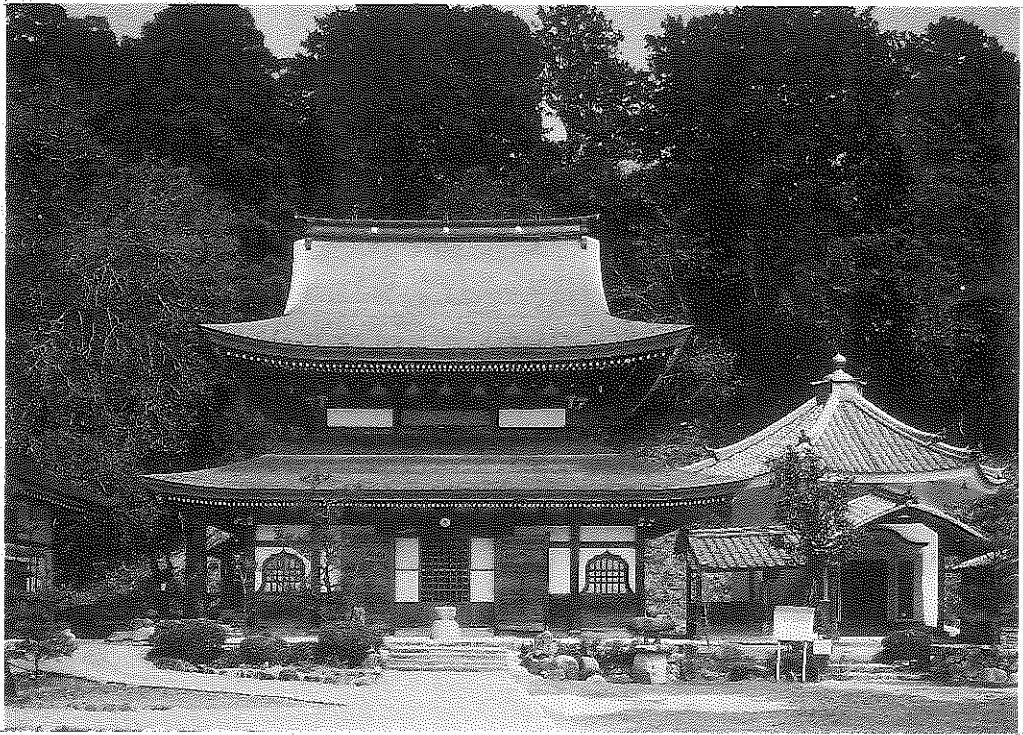
次に掲げる京都府登録有形文化財に附で棟札九枚を追加し、併せて記載事項の変更(屋根葺材)を行いました。

天神社本殿

(昭和五十八年教育委員会告示第二号)

綴喜郡田辺町大字松井

二間社流造、檜皮葺
附 棟札 九枚



天寧寺薬師堂(左)及び開山堂(修理竣工)

京都府指定・登録文化財、文化財環境保全地区及び選定保存技術件数一覽

平成5年4月9日現在

種別	建造物		美術工芸品							無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財			記念物			合計	文化財環境保全地区(決定)	選定保存技術(選定)	総合計		
	件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料			小計	風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝					天然記念物	小計
指定	57	△1 9	△5 16	2	4	7	△1 1	△1 1		△2 15	認定1 1		△1 1	△1 3	△1 4	6	3	2	11	△4 40	15		△4 55
	58	△2 9	△3 22	6	4	4		2	1	17			2	4	6	2	3	1	6	△2 38	9		△2 47
	59	△1 7	△3 18	3	3	2			△1 1	△1 10		1	1	6	7	2	△1 3	1	△1 6	△3 31	11		△3 42
	60	△1 7	△2 11	3	3	2		△1 2	1	△1 11						2	1	2	5	△2 23	4		△2 27
	61	△1 10	△13 39		1		1	1		3						2	1	2	5	△1 18	5		△1 23
	62	3	8	3	3			4	2	12						1	1	1	3	18	4		22
	63	3	11	3	3	1		3	1	11						1	1	1	2	16	1	認定2 1	18
	元	4	9	2	1			△1 2	1	1	△1 7	認定1 2	1				1	1	2	16	1		△1 17
	2	1	1	1	1	4		5	1	12			3	3		1	1	2	18	2	認定2 2	22	
	3	6	12	3	2	4	2	1		12	認定4 4									22		認定1 1	23
4	4	15	1	1				1	3						1		1	2	9	1		10	
指定計	△6 63	△26 63	27	26	24	△1 4	△1 22	△1 9	1	△5 113	認定6 7	2	△1 7	△1 13	△1 20	△1 16	△1 15	△1 13	△44 44	△13 249	53	認定5 4	△13 306
登録	57	▲2 25	▲7 44	▲1 5	▲2 2	4		1		▲1 12			6	6					▲3 43			▲3 43	
	58	7	11		2	1			3				4	4			5	5	19			19	
	59	▲1 11	▲1 15		2					2				5	5			1	1	▲1 19			▲1 19
	60	5	11		2				2		1	1	5	6					14			14	
	61	6	9	1	1	2		2	1	1	8		6	3	9				23			23	
	62	4	10			2	2			4		2	5	1	6				16			16	
	63	1	5										4	1	5				6			6	
	元	2	8		1					1		4	2	3	5				12			12	
	2	2	2	2						2		1	3	3					8			8	
	3	1	1										2	2					3			3	
4	4	5					3		3				2	2				9			9		
登録計	▲3 68	▲8 121	▲1 8	▲10 10	9	8	1	1	▲37 37		8	18	35	53			6	6	▲4 172			▲4 172	
合計	△6 ▲3 131	△26 ▲8 283	▲1 34	▲1 35	33	△1 4	△3 30	△1 10	2	△5 ▲1 150	認定6 7	10	△1 25	△1 48	△1 73	△1 15	△1 15	△1 18	△48 48	△13 ▲4 421	53	認定5 4	△13 ▲4 478

- (注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) △印は、重要文化財等に指定されたため、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (3) ▲印は、重要文化財等及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により、京都府の登録が取消となった件数(棟数)で内数である。
 (4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)者・団体の認定数は、件数に含めない。

京都の文化財（第一集）

平成五年八月発行

編集発行 京都府教育委員会
印刷所 新日本プロセス(株)